

港湾工事共通仕様書一部改訂

平成17年3月

頁	行又は項目	原文	改訂	摘要
	[目次]	第5章 一般施工		
		第3節 共通の工種		
2-7		5-3-3 浚渫土工.....2-108	削除	○浚渫土工を削除
"		5-3-4 排砂管設備工.....2-108	5-3-3 排砂管設備工.....2-108	○項目番号の変更
"		5-3-5 土運船運搬工.....2-108	5-3-4 土運船運搬工.....2-108	"
"		5-3-6 揚土土捨工.....2-108	5-3-5 揚土土捨工.....2-108	"
"		5-3-7 圧密・排水工.....2-109	5-3-6 圧密・排水工.....2-109	"
"		5-3-8 締固工.....2-111	5-3-7 締固工.....2-111	"
"		5-3-9 固化工.....2-113	5-3-8 固化工.....2-113	"
"		5-3-10 洗掘防止工.....2-115	5-3-9 洗掘防止工.....2-115	"
2-8		5-3-11 中詰工.....2-116	5-3-10 中詰工.....2-116	"
"		5-3-12 蓋コンクリート工.....2-116	5-3-11 蓋コンクリート工.....2-116	"
"		5-3-13 蓋ブロック工.....2-116	5-3-12 蓋ブロック工.....2-116	"
"		5-3-14 鋼矢板工.....2-117	5-3-13 鋼矢板工.....2-117	"
"		5-3-15 控工.....2-119	5-3-14 控工.....2-119	"
"		5-3-16 鋼杭工.....2-122	5-3-15 鋼杭工.....2-122	"
"		5-3-17 コンクリート杭工.....2-123	5-3-16 コンクリート杭工.....2-123	"
"		5-3-18 防食工.....2-123	5-3-17 防食工.....2-123	"
"		5-3-19 路床工.....2-125	5-3-18 路床工.....2-125	"
"		5-3-20 コンクリート舗装工.....2-125	5-3-19 コンクリート舗装工.....2-125	"
"		5-3-21 アスファルト舗装工.....2-129	5-3-20 アスファルト舗装工.....2-129	"
"		5-3-22 植生工.....2-132	5-3-21 植生工.....2-132	"
		第4節 土捨工		
2-8		5-4-5 浚渫土工.....2-135	削除	○浚渫土工を削除
		第5節 海上地盤改良工		
2-8		5-5-6 床掘土工.....2-137	削除	○床掘土工を削除
"		5-5-7 置換工.....2-137	5-5-6 置換工.....2-137	
"		5-5-8 圧密・排水工.....2-137	5-5-7 圧密・排水工.....2-137	
"		5-5-9 締固工.....2-137	5-5-8 締固工.....2-137	
"		5-5-10 固化工.....2-137	5-5-9 固化工.....2-137	
		第2編 港湾編		
		第1章 航路、泊地、船だまり		
		第3節 浚渫工		
2-12		1-3-7 浚渫土工.....2-177	削除	○浚渫土工を削除

港湾工事共通仕様書(H16.3版)一部改訂 新旧比較表【共通編、港湾編、海岸編】

頁	行又は項目	原文	改訂	摘要
2-19	第1編共通編第1章総則 1-1-2 用語の定義 下から5行目	3.「図面」とは、 契約書 に添付された図面をいう。図面には、当該工事現場の場所、工事目的物の形状及び寸法、工事材料の規格等が定められている。なお、設計図書に基づき監督職員が請負者に 指示 した図面及び請負者が 提出 し、監督職員が書面により 承諾 した図面を含むものとする。	3.「図面」とは、 契約図書 に添付された図面をいう。図面には、当該工事現場の場所、工事目的物の形状及び寸法、工事材料の規格等が定められている。なお、設計図書に基づき監督職員が請負者に 指示 した図面及び請負者が 提出 し、監督職員が書面により 承諾 した図面を含むものとする。	○表現の変更
2-21	第1編共通編第1章総則 1-1-2 用語の定義 上から14行目の前	原文なし	16.「提示」とは、監督職員が請負者に対し、又は請負者が監督職員に対し工事に係わる書面またはその他の資料を示し、説明することをいう。	○追記
2-21 ～ 2-22	第1編共通編第1章総則 1-1-2 用語の定義	16. 「通知」とは、…… 17. 「指示」とは、…… 18. 「協議」とは、…… 19. 「承諾」とは、…… 20. 「確認」とは、…… 21. 「立会」とは、…… 22. 「施工状況検査」とは、…… 23. 「材料検査」とは、…… 24. 「工事検査」とは、…… 25. 「書面」とは、…… 26. 「同等以上の品質」とは、…… 27. 「工期」とは、…… 28. 「工事開始日」とは、…… 29. 「工事着手日」とは、…… 30. 「工事」とは、…… 31. 「本体工事」とは、…… 32. 「仮設工事」とは、…… 33. 「現場」とは、…… 34. 「JIS」とは、…… 35. 「SI」とは、…… 36. 「ISO」とは、品質管理・品質保証システムの国際規格 という 。	17. 「通知」とは、…… 18. 「指示」とは、…… 19. 「協議」とは、…… 20. 「承諾」とは、…… 21. 「確認」とは、…… 22. 「立会」とは、…… 23. 「施工状況検査」とは、…… 24. 「材料検査」とは、…… 25. 「工事検査」とは、…… 26. 「書面」とは、…… 27. 「同等以上の品質」とは、…… 28. 「工期」とは、…… 29. 「工事開始日」とは、…… 30. 「工事着手日」とは、…… 31. 「工事」とは、…… 32. 「本体工事」とは、…… 33. 「仮設工事」とは、…… 34. 「現場」とは、…… 35. 「JIS」とは、…… 36. 「SI」とは、…… 37. 「ISO」とは、品質管理・品質保証システムの国際規格 をいう 。	○16.「提示」の追加に伴い、以下の項目番号を訂正。 ○16.「提示」の追加に伴う項目番号の訂正。 ○表現の変更
2-24	第1編共通編第1章総則 1-1-5 施工計画書 上から7行目	3. 請負者は、施工計画書を 提出 した際、監督職員から 指示された事項 を詳細に記載した施工計画書を、 指示された時まで に提出しなければならない。	3. 請負者は、施工計画書を 提出 した際、監督職員から 指示された事項があった場合は 詳細に記載した施工計画書を、 指示された時まで に提出しなければならない。	○表現の変更
2-27	第1編共通編第1章総則 1-1-15 調査・試験等 下から3行目	6. 請負者は、当該工事が発注者の実施する 施工合理化調査 の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。	6. 請負者は、当該工事が発注者の実施する 施工実態調査 の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。	○誤謬
2-30	第1編共通編第1章総則 1-1-22 監督職員による 検査及び立会 下から4行目	3 (1)請負者は、別に示す「施工状況検査一覧表」の検査時期 又は 設計図書に定める事項について、監督職員による 施工状況検査 を受けなければならない。	3 (1)請負者は、別に示す「施工状況検査一覧表」の検査時期 並びに 設計図書に定める事項について、監督職員による 施工状況検査 を受けなければならない。	○表現の変更
2-42	第1編共通編第1章総則 1-2-7 品質管理 下から1行目	1. 工事に使用する材料(製品を含む、以下同じ。)の品質に関する管理項目、管理内容、管理方法、品質規格、測定頻度及び結果の整理方法は 特記仕様書 及び「港湾工事品質管理基準」の定めによらなければならない。	1. 工事に使用する材料(製品を含む、以下同じ。)の品質に関する管理項目、管理内容、管理方法、品質規格、測定頻度及び結果の整理方法は 設計図書 及び「港湾工事品質管理基準」の定めによらなければならない。	○表現の変更
2-43	第1編共通編第1章総則 1-2-7 品質管理 上から9行目	4. 請負者は、工事に使用する材料の品質管理を 特記仕様書 及び「港湾工事品質管理基準」に基づき実施し、その結果を速やかにとりまとめ監督職員に 提出 しなければならない。なお、この基準に示す管理図表の様式により難しい場合は、事前に監督職員の承諾を得た様式によることができるものとする。	4. 請負者は、工事に使用する材料の品質管理を 設計図書 及び「港湾工事品質管理基準」に基づき実施し、その結果を速やかにとりまとめ監督職員に 提出 しなければならない。なお、この基準に示す管理図表の様式により難しい場合は、事前に監督職員の承諾を得た様式によることができるものとする。	○表現の変更

港湾工事共通仕様書(H16.3版)一部改訂 新旧比較表【共通編、港湾編、海岸編】

頁	行又は項目	原文	改訂	摘要
2-43	第1編共通編第1章総則 1-2-8 出来形管理 上から15行目	1. 工事目的物等の出来形に関する管理項目、測定方法、測定密度、測定単位、許容範囲及び結果の整理方法は 特記仕様書 及び「港湾工事出来形管理基準」の定めによらなければならない。	1. 工事目的物等の出来形に関する管理項目、測定方法、測定密度、測定単位、許容範囲及び結果の整理方法は 設計図書 及び「港湾工事出来形管理基準」の定めによらなければならない。	○表現の変更
2-43	第1編共通編第1章総則 1-2-8 出来形管理 下から9行目	4. 工事目的物の出来形が 特記仕様書 及び「港湾工事出来形管理基準」に定める許容範囲を満足している場合は、設計数量どおり出来上がったものとする。	4. 工事目的物の出来形が 設計図書 及び「港湾工事出来形管理基準」に定める許容範囲を満足している場合は、設計数量どおり出来上がったものとする。	○表現の変更
2-43	第1編共通編第1章総則 1-2-9 写真管理 下から4行目	1. 工事段階ごとの施工状況及び完成後に外面から明視できない箇所等の写真(電子媒体によるものを含む)に関する撮影区分、撮影項目、撮影箇所及び撮影時期等は、 特記仕様書 及び「港湾工事写真管理基準」の定めによらなければならない。なお、……(以下原文に同じ)	1. 工事段階ごとの施工状況及び完成後に外面から明視できない箇所等の写真(電子媒体によるものを含む)に関する撮影区分、撮影項目、撮影箇所及び撮影時期等は、 設計図書 及び「港湾工事写真管理基準」の定めによらなければならない。なお、……(以下原文に同じ)	○表現の変更
2-44	上から4行目	3. 請負者は、施工状況等の写真管理を 特記仕様書 及び「港湾工事写真管理基準」に基づき実施し、その結果を速やかにとりまとめ監督職員に提出しなければならない。なお……(以下原文に同じ)	3. 請負者は、施工状況等の写真管理を 設計図書 及び「港湾工事写真管理基準」に基づき実施し、その結果を速やかにとりまとめ監督職員に提出しなければならない。なお……(以下原文に同じ)	○表現の変更
2-45	第1編共通編第1章総則 1-2-11 建設副産物 下から6行目	2. 請負者は、産業廃棄物が搬出される工事にあたっては、産業廃棄物管理票(マニフェスト)により、適正に処理されていることを確認するとともに、監督職員に 提出 しなければならない。	2. 請負者は、産業廃棄物が搬出される工事にあたっては、産業廃棄物管理票(マニフェスト)により、適正に処理されていることを確認するとともに、監督職員に 提示 しなければならない。	○表現の変更 ○土木工事共通仕様書との整合
2-48	第1編共通編第1章総則 1-3-1 適用 上から3行目の前	原文なし	11. 足場からの転落事故防止重点対策として、枠組み足場の設置を必要とする場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン(厚生労働省 平成15年4月)」によるものとする。なお、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとする。	○第11節 型枠・支保及び足場工(4-11-2-3)から、第3節 安全管理に移動 ○記載内容が安全管理に関するものであるため
2-50	第1編共通編第2章材料 第1節 適用	工事に使用する材料は、設計図書に品質規格を特に明示した場合を除き、この共通仕様書に示す規格に適合したもの、又はこれらと同等品以上の品質を有しなければならない。なお、請負者が同等品以上の品質を有するものとして、外国で生産された建設用資材を用いる場合は、外国産資材の品質審査・証明事業を実施する機関が発行する外国産資材品質審査証明書(以下「外国産資材品質審査証明書」という。)を材料の品質を証明する資料とすることができる。 ただし、監督職員が承諾した材料及び設計図書に明示されていない仮設材料については除くものとする。また、JIS規格が定まっていない建設資材のうち、海外のJIS認定工場以外で生産された建設資材を使用する場合は、海外建設資材品質審査証明書を提出しなければならない。ただし、JIS認定外の製品として生産・納入されている建設資材については、海外建設品質審査証明書あるいは、日本国内の公的機関で実施した試験結果資料を提出するものとする。	工事に使用する材料は、設計図書に品質規格を特に明示した場合を除き、この共通仕様書に示す規格に適合したもの、又はこれらと同等品以上の品質を有しなければならない。なお、請負者が同等品以上の品質を有するものとして、外国で生産された建設資材を用いる場合は、外国産資材の品質審査・証明事業を実施する機関が発行する外国産資材品質審査証明書(以下「外国産資材品質審査証明書」という。) あるいは、海外建設資材品質審査・証明事業を実施する機関が発行する海外建設資材品質審査証明書(以下「海外建設資材品質審査証明書」という。) を材料の品質を証明する資料とすることができる。 ただし、監督職員が承諾した材料及び設計図書に明示されていない仮設材料については除くものとする。また、JIS規格が定まっていない建設資材のうち、海外のJIS認定工場以外で生産された建設資材を使用する場合は、 外国産資材品質審査証明書あるいは、海外建設資材品質審査証明書を提出しなければならない。ただし、JIS認定外の製品として生産・納入されている建設資材については、外国産資材品質審査証明書、海外建設資材品質審査証明書あるいは、日本国内の公的機関で実施した試験結果資料を提出するものとする。	○文言の追記 ○「外国産資材品質審査証明書」と「海外建設資材品質審査証明書」の併記とした ○誤謬(資材が抜けていた)
2-67	第1編共通編第2章材料 2-17-1 一般事項 下から6行目	1. 請負者はコンクリートの使用にあたって「アルカリ骨材反応抑制対策について」(国土交通省大臣官房技術参事官通達、平成14年7月31日)及び「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について(国土交通省港湾局環境・技術課長通達、平成14年7月31日)を遵守し、アルカリ骨材反応抑制対策の適合を 確認 しなければならない。	1. 請負者はコンクリートの使用にあたって「アルカリ骨材反応抑制対策について」(国土交通省大臣官房技術参事官通達、平成14年7月31日)及び「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について(国土交通省港湾局環境・技術課長通達、平成14年7月31日)を遵守し、アルカリ骨材反応抑制対策の適合を 確認し、確認した資料を監督職員に提出しなければならない。	○表現の変更
2-67	第1編共通編第2章材料 2-17-1 一般事項 下から2行目	2 (1)コンクリート中の塩化物含有量は、コンクリート中に含まれる塩化物イオンの総量で表すものとする。	2 (1)コンクリート中の塩化物含有量は、コンクリート中に含まれる塩化物イオン(C1)の総量で表すものとする。	○文言の追記
2-73	第1編共通編第2章材料 2-18-1 アスファルト舗装 上から9行目	5. 加熱アスファルト混合の基準密度は、現場配合により、製造した最初の1~2日間の混合物から、午前、午後、各々3個の供試体を作成し、次式により求めた供試体の密度の 平均値を基準密度でなければならない。 (以下原文に同じ)	5. 加熱アスファルト混合の基準密度は、現場配合により、製造した最初の1~2日間の混合物から、午前、午後、各々3個の供試体を作成し、次式により求めた供試体の密度の 平均値とする。 (以下原文に同じ)	○表現の変更

頁	行又は項目	原文	改訂	摘要
2-78	第1編共通編第3章共通仮設 3-2-2 水質汚濁防止膜 下から5行目	4. 請負者は、設計図書の定めにより、汚濁防止膜に <u>浮標灯</u> 又は標識灯を設置するものとする。	4. 請負者は、設計図書の定めにより、汚濁防止膜に <u>灯浮標</u> 又は標識灯を設置するものとする。	○表現の変更
2-79	第1編共通編 第4章無筋・鉄筋コンクリート 第2節 適用すべき諸基準 下から5行目の前	原文なし	<u>国土交通省 レディーミクストコンクリートの品質確保について (平成15年10月15日)</u>	○追記
2-80	第1編共通編 第4章無筋・鉄筋コンクリート 4-3-2 工場の選定 上から17行目	2. 請負者はJISマーク表示認定工場で製造された「JIS A 5308 レディーミクストコンクリート」により粗骨材の最大寸法、空気量、スランプ、水セメント比及び呼び強度等が指定されるレディーミクストコンクリートについては、 <u>配合に臨場するとともに</u> 製造会社の材料試験結果、配合の決定に関する確認資料を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに、検査時に提出しなければならない。	2. 請負者はJISマーク表示認定工場で製造された「JIS A 5308 レディーミクストコンクリート」により粗骨材の最大寸法、空気量、スランプ、水セメント比及び呼び強度等が指定されるレディーミクストコンクリートについては、製造会社の材料試験結果、配合の決定に関する確認資料を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに、検査時に提出しなければならない。	○文章の一部削除 (「配合に臨場するとともに」を削除)
2-87	第1編共通編 第4章無筋・鉄筋コンクリート 4-7-1 一般事項	本節は、 <u>打設時の気温が30℃以上になる場合</u> のコンクリートの施工に関する一般的事項を取り扱うものとする。 <u>なお、日平均気温が25℃以上の場合は、暑中コンクリートとしての準備をしておくものとする。</u> また、本節に定めのない事項は、第1編第4章第3節レディーミクストコンクリート、第4節コンクリートミキサー船、第5節現場練りコンクリート及び第6節運搬打設工の規定によるものとする。	本節は、 <u>暑中</u> コンクリートの施工に関する一般的事項を取り扱うものとする。また、本節に定めのない事項は、第1編第4章第3節レディーミクストコンクリート、第4節コンクリートミキサー船、第5節現場練りコンクリート及び第6節運搬打設工の規定によるものとする。	○表現の変更 ○文章の一部追記及び削除
2-87	第1編共通編 第4章無筋・鉄筋コンクリート 4-7-2 施工 上から9行目の後	原文なし	<u>1. 請負者は、日平均気温が25℃を超えることが予想されるときは、暑中コンクリートとしての施工を行わなければならない。</u>	○追記 ○土木工事共通仕様書との整合
2-87	第1編共通編 第4章無筋・鉄筋コンクリート 4-7-2 施工	<u>1.</u> 請負者は、コンクリートの打設前に…… <u>2.</u> 打設時のコンクリート温度は、…… <u>3.</u> 請負者は、コンクリートの運搬時に…… <u>4.</u> 請負者は、コンクリートの練混ぜから…… <u>5.</u> 請負者は、コンクリートの打設を……	<u>2.</u> 請負者は、コンクリートの打設前に…… <u>3.</u> 打設時のコンクリート温度は、…… <u>4.</u> 請負者は、コンクリートの運搬時に…… <u>5.</u> 請負者は、コンクリートの練混ぜから…… <u>6.</u> 請負者は、コンクリートの打設を……	○前記の追加に伴い、以下の項目番号を訂正。
2-92	第1編共通編 第4章無筋・鉄筋コンクリート 第11節型枠・支保及び足場工 下から16行目	第11節 <u>型枠・支保及び足場工</u>	第11節 <u>型枠及び支保工</u>	○表現の変更 ※「手すり先行工法」の記述を安全管理の項に移動するため、足場工の記述を削除
2-92	第1編共通編 第4章無筋・鉄筋コンクリート 4-11-1 一般事項 下から14行目	本節は、コンクリートの打設に必要な <u>型枠・支保及び足場工</u> に関する一般的事項を取り扱うものとする。	本節は、コンクリートの打設に必要な <u>型枠及び支保工</u> に関する一般的事項を取り扱うものとする。	○表現の変更 ※「手すり先行工法」の記述を安全管理の項に移動するため、足場工の記述を削除
2-92	第1編共通編 第4章無筋・鉄筋コンクリート 4-11-2 構造	3. 足場からの転落事故防止重点対策として、枠組み足場の設置を必要とする場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン(厚生労働省 平成15年4月)」によるものとする。なお、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとする。	削除(安全管理の項へ移動)	○安全管理の項へ移動
2-102	第1編共通編第5章一般施工 第3節 共通的工種 5-3-1 一般事項 下から9行目	本節は、各工事の共通事項、 <u>浚渫土工</u> 、排砂管設備工、土運船運搬工、揚土土捨工、圧密・排水工、締固工、固化工、洗掘防止工、中詰工、蓋コンクリート工、蓋ブロック工、鋼矢板工、控工、鋼杭工、コンクリート杭工、防食工、路床工、コンクリート舗装工、アスファルト舗装工、植生工その他これらに類する工種について定めるものとする。	本節は、各工事の共通事項、排砂管設備工、土運船運搬工、揚土土捨工、圧密・排水工、締固工、固化工、洗掘防止工、中詰工、蓋コンクリート工、蓋ブロック工、鋼矢板工、控工、鋼杭工、コンクリート杭工、防食工、路床工、コンクリート舗装工、アスファルト舗装工、植生工その他これらに類する工種について定めるものとする。	○文章の一部削除 ※浚渫土工を削除 ※浚渫土工と陸上土工(掘削・盛土)の記述を統一

港湾工事共通仕様書(H16.3版)一部改訂 新旧比較表【共通編、港湾編、海岸編】

頁	行又は項目	原文	改訂	摘要
2-104 ～ 2-105	第3節 共通の工種 5-3-2 共通事項	8. 土砂掘削 (1)請負者は、掘削に先立ち土止め支保、…… (2)請負者は、掘削中に土質に予期しない…… (3)請負者は、仕上げ面の整形時に…… (4)請負者は、流用する土砂以外の土砂を…… (5)請負者は、設計図書に定めのある場合、……	削除(本項は5-3-2共通事項末尾へ移動する)	○共通事項末尾へ移動
2-105	第3節 共通の工種 5-3-2 共通事項	9. 土砂盛土 (1)請負者は、盛土の1層の…… (2)請負者は、1:4より急な勾配を有する…… (3)請負者は、土質に適した締固め機械を使用し、…… (4)請負者は、盛土作業中に沈下、滑動等…… (5)請負者は、毎日の作業終了時、…… (6)請負者は、仕上げ面の整形時に…… (7)請負者は、流用する土砂以外の土砂を…… (8)請負者は、設計図書に定めのある場合、……	削除(本項は5-3-2共通事項末尾へ移動する)	○共通事項末尾へ移動
2-106 ～ 2-108	第3節 共通の工種 5-3-2 共通事項	<u>10.</u> バージアンローダー揚土 <u>11.</u> 空気圧送揚土 <u>12.</u> リクレーマ揚土 <u>13.</u> バックホウ揚土 <u>14.</u> 盛土土砂撤去 <u>15.</u> 敷砂 <u>16.</u> 敷砂均し <u>17.</u> 先行掘削 <u>18.</u> 下層路盤 <u>19.</u> 上層路盤	<u>8.</u> バージアンローダー揚土 <u>9.</u> 空気圧送揚土 <u>10.</u> リクレーマ揚土 <u>11.</u> バックホウ揚土 <u>12.</u> 盛土土砂撤去 <u>13.</u> 敷砂 <u>14.</u> 敷砂均し <u>15.</u> 先行掘削 <u>16.</u> 下層路盤 <u>17.</u> 上層路盤	○土砂掘削・土砂盛土の記載場所の移動に伴う、各項目番号の変更
2-108	第3節 共通の工種 5-3-2 共通事項 上から15行目の後	原文なし	<u>18.</u> 土砂掘削 (1)請負者は、掘削に先立ち土止め支保、…… (2)請負者は、掘削中に土質に予期しない…… (3)請負者は、仕上げ面の整形時に…… (4)請負者は、流用する土砂以外の土砂を…… (5)請負者は、設計図書に定めのある場合、…… <u>19.</u> 土砂盛土 (1)請負者は、盛土の1層の…… (2)請負者は、1:4より急な勾配を有する…… (3)請負者は、土質に適した締固め機械を使用し、…… (4)請負者は、盛土作業中に沈下、滑動等…… (5)請負者は、毎日の作業終了時、…… (6)請負者は、仕上げ面の整形時に…… (7)請負者は、流用する土砂以外の土砂を…… (8)請負者は、設計図書に定めのある場合、……	○「土砂掘削」を8項→18項に移動 ※項目番号のみ変更。記述の変更なし ○「土砂盛土」を9項→19項に移動 ※項目番号のみ変更。記述の変更なし
2-108	第3節 共通の工種 5-3-3 浚渫土工 上から16行目～22行目	5-3-3 浚渫土工 1. 土砂掘削 土砂掘削の施工については、第1編5-3-2、8. 土砂掘削の規定によるものとする。 2. 土砂盛土 土砂盛土の施工については、第1編5-3-2、9. 土砂盛土の規定によるものとする。	削除(5-3-3浚渫土工の項すべて)	○削除 ※浚渫土工と陸上土工(掘削・盛土)の記述の統一化

港湾工事共通仕様書(H16.3版)一部改訂 新旧比較表【共通編、港湾編、海岸編】

頁	行又は項目	原文	改訂	摘要
2-108 ～ 2-132	第3節 共通の工種 5-3-4 排砂管設備工 5-3-5 土運船運搬工 5-3-6 揚土土捨工 5-3-7 圧密・排水工 5-3-8 締固工 5-3-9 固化工 5-3-10 洗掘防止工 5-3-11 中詰工 5-3-12 蓋コンクリート工 5-3-13 蓋ブロック工 5-3-14 鋼矢板工 5-3-15 控工 5-3-16 鋼杭工 5-3-17 コンクリート杭工 5-3-18 防食工 5-3-19 路床工 5-3-20 コンクリート舗装工 5-3-21 アスファルト舗装工 5-3-22 植生工	5-3- 4 排砂管設備工 5-3- 5 土運船運搬工 5-3- 6 揚土土捨工 5-3- 7 圧密・排水工 5-3- 8 締固工 5-3- 9 固化工 5-3- 10 洗掘防止工 5-3- 11 中詰工 5-3- 12 蓋コンクリート工 5-3- 13 蓋ブロック工 5-3- 14 鋼矢板工 5-3- 15 控工 5-3- 16 鋼杭工 5-3- 17 コンクリート杭工 5-3- 18 防食工 5-3- 19 路床工 5-3- 20 コンクリート舗装工 5-3- 21 アスファルト舗装工 5-3- 22 植生工	5-3- 3 排砂管設備工 5-3- 4 土運船運搬工 5-3- 5 揚土土捨工 5-3- 6 圧密・排水工 5-3- 7 締固工 5-3- 8 固化工 5-3- 9 洗掘防止工 5-3- 10 中詰工 5-3- 11 蓋コンクリート工 5-3- 12 蓋ブロック工 5-3- 13 鋼矢板工 5-3- 14 控工 5-3- 15 鋼杭工 5-3- 16 コンクリート杭工 5-3- 17 防食工 5-3- 18 路床工 5-3- 19 コンクリート舗装工 5-3- 20 アスファルト舗装工 5-3- 21 植生工	○浚渫土工の削除に伴う、各項目番号の変更
2-108	第3節 共通の工種 5-3-6 揚土土捨工 下から1行目	1.バージアンローダ揚土 バージアンローダ揚土の施工については、第1編5-3-2、 10 、バージアンローダ揚土の規定によるものとする。	バージアンローダ揚土の施工については、第1編5-3-2、 8 、バージアンローダ揚土の規定によるものとする。	○項目番号の変更
2-109	上から3行目	2.空気圧送揚土 空気圧送揚土の施工については、第1編5-3-2、 11 、空気圧送揚土の規定によるものとする。	空気圧送揚土の施工については、第1編5-3-2、 9 、空気圧送揚土の規定によるものとする。	○項目番号の変更
2-109	上から6行目	3.リクレーマ揚土 リクレーマ揚土の施工については、第1編5-3-2、 12 、リクレーマ揚土の規定によるものとする。	リクレーマ揚土の施工については、第1編5-3-2、 10 、リクレーマ揚土の規定によるものとする。	○項目番号の変更
2-109	上から9行目	4.バックホウ揚土 バックホウ揚土の施工については、第1編5-3-2、 13 、バックホウ揚土の規定によるものとする。	バックホウ揚土の施工については、第1編5-3-2、 11 、バックホウ揚土の規定によるものとする。	○項目番号の変更
2-109	5-3-7 圧密・排水工 下から3行目	2.敷砂 敷砂の施工については、第1編5-3-2、 15 、敷砂の規定によるものとする。	敷砂の施工については、第1編5-3-2、 13 、敷砂の規定によるものとする。	○項目番号の変更
2-110	上から1行目	3.敷砂均し 敷砂均しの施工については、第1編5-3-2、 16 、敷砂均しの規定によるものとする。	敷砂均しの施工については、第1編5-3-2、 14 、敷砂均しの規定によるものとする。	○項目番号の変更
2-112	5-3-8 締固工 下から1行目	3.盛上土砂撤去 盛上土砂撤去の施工については、第1編5-3-2、 14 、盛上土砂撤去の規定によるものとする。	盛上土砂撤去の施工については、第1編5-3-2、 12 、盛上土砂撤去の規定によるものとする。	○項目番号の変更
2-113	上から3行目	4.敷砂 敷砂の施工については、第1編5-3-2、 15 、敷砂の規定によるものとする。	敷砂の施工については、第1編5-3-2、 13 、敷砂の規定によるものとする。	○項目番号の変更
2-113	上から6行目	5.敷砂均し 敷砂均しの施工については、第1編5-3-2、 16 、敷砂均しの規定によるものとする。	敷砂均しの施工については、第1編5-3-2、 14 、敷砂均しの規定によるものとする。	○項目番号の変更

港湾工事共通仕様書(H16.3版)一部改訂 新旧比較表【共通編、港湾編、海岸編】

頁	行又は項目	原文	改訂	摘要
2-114	第3節 共通の工種 5-3-9 固化工 下から7行目	2.盛上土砂撤去 盛上土砂撤去の施工については、第1編5-3-2、 <u>14.</u> 盛上土砂撤去の規定によるものとする。	盛上土砂撤去の施工については、第1編5-3-2、 <u>12.</u> 盛上土砂撤去の規定によるものとする。	○項目番号の変更
2-114	下から4行目	3.敷砂 敷砂の施工については、第1編5-3-2、 <u>15.</u> 敷砂の規定によるものとする。	敷砂の施工については、第1編5-3-2、 <u>13.</u> 敷砂の規定によるものとする。	○項目番号の変更
2-114	下から1行目	4.敷砂均し 敷砂均しの施工については、第1編5-3-2、 <u>16.</u> 敷砂均しの規定によるものとする。	敷砂均しの施工については、第1編5-3-2、 <u>14.</u> 敷砂均しの規定によるものとする。	○項目番号の変更
2-117	5-3-14 鋼矢板工 下から4行目	1.先行掘削 先行掘削の施工については、第1編5-3-2、 <u>17.</u> 先行掘削の規定によるものとする。	先行掘削の施工については、第1編5-3-2、 <u>15.</u> 先行掘削の規定によるものとする。	○項目番号の変更
2-119	5-3-15 控工 上から5行目	1.先行掘削 先行掘削の施工については、第1編5-3-2、 <u>17.</u> 先行掘削の規定によるものとする。	先行掘削の施工については、第1編5-3-2、 <u>15.</u> 先行掘削の規定によるものとする。	○項目番号の変更
2-122	5-3-16 鋼杭工 上から20行目	1.先行掘削 先行掘削の施工については、第1編5-3-2、 <u>17.</u> 先行掘削の規定によるものとする。	先行掘削の施工については、第1編5-3-2、 <u>15.</u> 先行掘削の規定によるものとする。	○項目番号の変更
2-125	5-3-20 コンクリート舗装工 上から19行目	1.下層路盤 下層路盤の施工については、第1編5-3-2、 <u>18.</u> 下層路盤の規定によるものとする。	下層路盤の施工については、第1編5-3-2、 <u>16.</u> 下層路盤の規定によるものとする。	○項目番号の変更
2-125	上から22行目	2.上層路盤 上層路盤の施工については、第1編5-3-2、 <u>19.</u> 上層路盤の規定によるものとする。	上層路盤の施工については、第1編5-3-2、 <u>17.</u> 上層路盤の規定によるものとする。	○項目番号の変更
2-129	5-3-21 アスファルト舗装工 上から10行目	1.下層路盤 下層路盤の施工については、第1編5-3-2、 <u>18.</u> 下層路盤の規定によるものとする。	下層路盤の施工については、第1編5-3-2、 <u>16.</u> 下層路盤の規定によるものとする。	○項目番号の変更
2-129	上から13行目	2.上層路盤 上層路盤の施工については、第1編5-3-2、 <u>19.</u> 上層路盤の規定によるものとする。	上層路盤の施工については、第1編5-3-2、 <u>17.</u> 上層路盤の規定によるものとする。	○項目番号の変更
2-134	第4節 土捨工 5-4-1 一般事項 下から9行目	本節は、土捨工として排砂管設備工、土運船運搬工、揚土土捨工、 <u>浚渫土工</u> その他これらに類する工種について定めるものとする。	本節は、土捨工として排砂管設備工、土運船運搬工、揚土土捨工その他これらに類する工種について定めるものとする。	○文章の一部削除 ※浚渫土工を削除 ※浚渫土工と陸上土工(掘削・盛土)の記述を統一
2-134	5-4-2 排砂管設備工 下から6行目	排砂管設備工の施工については、第1編5-3- <u>4</u> 排砂管設備工の規定によるものとする。	排砂管設備工の施工については、第1編5-3- <u>3</u> 排砂管設備工の規定によるものとする。	○項目番号の変更
2-134	5-4-3 土運船運搬工 下から3行目	土運船運搬工の施工については、第1編5-3- <u>5</u> 土運船運搬工の規定によるものとする。	土運船運搬工の施工については、第1編5-3- <u>4</u> 土運船運搬工の規定によるものとする。	○項目番号の変更
2-135	5-4-4 揚土土捨工 上から1行目	揚土土捨工の施工については、第1編5-3- <u>6</u> 揚土土捨工の規定によるものとする。	揚土土捨工の施工については、第1編5-3- <u>5</u> 揚土土捨工の規定によるものとする。	○項目番号の変更
2-135	5-4-5 浚渫土工 上から3行目～5行目	5-4-5 浚渫土工 浚渫土工の施工については、第1編5-3-3浚渫土工の規定によるものとする。	削除(5-4-5浚渫土工の項すべて)	○削除 ※浚渫土工と陸上土工(掘削・盛土)の記述の統一化

港湾工事共通仕様書(H16.3版)一部改訂 新旧比較表【共通編、港湾編、海岸編】

頁	行又は項目	原文	改訂	摘要
2-135	第5節 海上地盤改良工 5-5-1 一般事項 上から9行目	本節は、海上地盤改良工として床掘工、排砂管設備工、土運船運搬工、揚土土捨工、 床掘土工 、置換工、圧密・排水工、締固工、固化工その他これらに類する工種について定めるものとする。	本節は、海上地盤改良工として床掘工、排砂管設備工、土運船運搬工、揚土土捨工、置換工、圧密・排水工、締固工、固化工その他これらに類する工種について定めるものとする。	○文章の一部削除 ※床掘土工を削除 ※浚渫土工と陸上土工(掘削・盛土)の記述を統一
2-136	5-5-3 排砂管設備工 下から6行目	排砂管設備工の施工については、第1編5-3- 4 排砂管設備工の規定によるものとする。	排砂管設備工の施工については、第1編5-3- 3 排砂管設備工の規定によるものとする。	○項目番号の変更
2-136	5-5-4 土運船運搬工 下から3行目	土運船運搬工の施工については、第1編5-3- 5 土運船運搬工の規定によるものとする。	土運船運搬工の施工については、第1編5-3- 4 土運船運搬工の規定によるものとする。	○項目番号の変更
2-137	5-5-5 揚土土捨工 上から1行目	揚土土捨工の施工については、第1編5-3- 6 揚土土捨工の規定によるものとする。	揚土土捨工の施工については、第1編5-3- 5 揚土土捨工の規定によるものとする。	○項目番号の変更
2-137	5-5-6 床掘土工 上から3行目～9行目	5-5-6 床掘土工 1. 土砂掘削 土砂掘削の施工については、第1編5-3-2、8. 土砂掘削の規定によるものとする。 2. 土砂盛土 土砂盛土の施工については、第1編5-3-2、9. 土砂盛土の規定によるものとする。	削除(5-5-6床掘土工の項すべて)	○削除 ※浚渫土工と陸上土工(掘削・盛土)の記述の統一化
2-137	5-5-7 置換工	5-5- 7 置換工	5-5- 6 置換工	○項目番号の変更
2-137	5-5-8 圧密・排水工	5-5- 8 圧密・排水工	5-5- 7 圧密・排水工	○項目番号の変更
2-137	下から12行目	圧密・排水工の施工については、第1編5-3- 7 圧密・排水工の規定によるものとする。	圧密・排水工の施工については、第1編5-3- 6 圧密・排水工の規定によるものとする。	○項目番号の変更
2-137	5-5-9 締固工	5-5- 9 締固工	5-5- 8 締固工	○項目番号の変更
2-137	下から9行目	締固工の施工については、第1編5-3- 8 締固工の規定によるものとする。	締固工の施工については、第1編5-3- 7 締固工の規定によるものとする。	○項目番号の変更
2-137	5-5-10 固化工	5-5- 10 固化工	5-5- 9 固化工	○項目番号の変更
2-137	下から7行目	固化工の施工については、第1編5-3- 9 固化工の規定によるものとする。	固化工の施工については、第1編5-3- 8 固化工の規定によるものとする。	○項目番号の変更
2-138	第6節 基礎工 5-6-3 洗掘防止工 上から10行目	洗掘防止工の施工については、第1編5-3- 10 洗掘防止工の規定によるものとする。	洗掘防止工の施工については、第1編5-3- 9 洗掘防止工の規定によるものとする。	○項目番号の変更
2-140	第7節 本体工(ケーソン式) 5-7-2 ケーソン製作工 上から9行目	4. 支保 支保の施工については、第1編第4章第11節 型枠・支保及び足場工 の規定によるものとする。	支保の施工については、第1編第4章第11節 型枠及び支保工 の規定によるものとする。	○項目名称の変更
2-140	上から11～13行目	5. 足場 足場の施工については、第1編第4章第11節 型枠・支保及び足場工 の規定によるものとする。	削除	○5. 足場の項を削除
2-140	上から14行目 上から16行目 上から17行目 上から19行目	6. 鉄筋 7. 型枠 型枠の施工については、第1編第4章第11節 型枠・支保及び足場工 の規定によるものとする。 8. コンクリート	5. 鉄筋 6. 型枠 型枠の施工については、第1編第4章第11節 型枠及び支保工 の規定によるものとする。 7. コンクリート	○項目番号の変更 ○項目番号の変更 ○項目名称の変更 ○項目番号の変更
2-145	5-7-4 中詰工 下から14行目	中詰工の施工については、第1編5-3- 11 中詰工の規定によるものとする。	中詰工の施工については、第1編5-3- 10 中詰工の規定によるものとする。	○項目番号の変更
2-145	5-7-5 蓋コンクリート工 下から12行目	蓋コンクリート工の施工については、第1編5-3- 12 蓋コンクリート工の規定によるものとする。	蓋コンクリート工の施工については、第1編5-3- 11 蓋コンクリート工の規定によるものとする。	○項目番号の変更
2-145	5-7-4 中詰工 5-7-6 蓋ブロック工 下から9行目	蓋ブロック工の施工については、第1編5-3- 13 蓋ブロック工の規定によるものとする。	蓋ブロック工の施工については、第1編5-3- 12 蓋ブロック工の規定によるものとする。	○項目番号の変更

頁	行又は項目	原文	改訂	摘要
2-146	第8節 本体工(ブロック式) 5-8-2 本体ブロック製作工 上から2～4行目 上から5行目 上から7行目 上から8行目 上から10行目 5-8-4 中詰工 下から2行目	2. 足場 足場の施工については、第1編第4章第11節型枠・支保及び足場工の規定によるものとする。 3. 鉄筋 4. 型枠 型枠の施工については、第1編第4章第11節型枠・支保及び足場工の規定によるものとする。 5. コンクリート 中詰工の施工については、第1編5-3-11中詰工の規定によるものとする。	削除 2. 鉄筋 3. 型枠 型枠の施工については、第1編第4章第11節型枠及び支保工の規定によるものとする。 4. コンクリート 中詰工の施工については、第1編5-3-10中詰工の規定によるものとする。	○5. 足場の項を削除 ○項目番号の変更 ○項目番号の変更 ○項目名称の変更 ○項目番号の変更 ○項目番号の変更
2-147	5-8-5 蓋コンクリート工 上から1行目	蓋コンクリート工の施工については、第1編5-3-12蓋コンクリート工の規定によるものとする。	蓋コンクリート工の施工については、第1編5-3-11蓋コンクリート工の規定によるものとする。	○項目番号の変更
2-147	5-8-6 蓋ブロック工 上から4行目	蓋ブロック工の施工については、第1編5-3-13蓋ブロック工の規定によるものとする。	蓋ブロック工の施工については、第1編5-3-12蓋ブロック工の規定によるものとする。	○項目番号の変更
2-147	第9節 本体工(場所打式) 5-9-2 場所打コンクリート工 上から12～14行目 上から15行目 上から17行目 上から18行目	1. 足場 足場の施工については、第1編第4章第11節型枠・支保及び足場工の規定によるものとする。 2. 鉄筋 3. 型枠 型枠の施工については、第1編第4章第11節型枠・支保及び足場工の規定によるものとする。	削除 1. 鉄筋 2. 型枠 型枠の施工については、第1編第4章第11節型枠及び支保工の規定によるものとする。	○5. 足場の項を削除 ○項目番号の変更 ○項目番号の変更 ○項目名称の変更
2-148	上から20行目 上から22行目 上から2行目	4. 伸縮目地 5. コンクリート 6. 補助ヤード施設	3. 伸縮目地 4. コンクリート 5. 補助ヤード施設	○項目番号の変更 ○項目番号の変更 ○項目番号の変更
2-148	第10節 本体工(捨石・捨ブロック式) 5-10-2 洗掘防止工 下から12行目	洗掘防止工の施工については、第1編5-3-10洗掘防止工の規定によるものとする。	洗掘防止工の施工については、第1編5-3-9洗掘防止工の規定によるものとする。	○項目番号の変更
2-149	5-10-5 場所打コンクリート工 下から10行目	2. 型枠 型枠の施工については、第1編第4章第11節型枠・支保及び足場工の規定によるものとする。	型枠の施工については、第1編第4章第11節型枠及び支保工の規定によるものとする。	○項目名称の変更
2-150	第11節 本体工(鋼矢板式) 5-11-2 鋼矢板工 上から12行目	鋼矢板工の施工については、第1編5-3-14鋼矢板工の規定によるものとする。	鋼矢板工の施工については、第1編5-3-13鋼矢板工の規定によるものとする。	○項目番号の変更
2-150	5-11-3 控工 上から15行目	控工の施工については、第1編5-3-15控工の規定によるものとする。	控工の施工については、第1編5-3-14控工の規定によるものとする。	○項目番号の変更
2-151	第12節 本体工(コンクリート矢板式) 5-12-3 控工 上から17行目	控工の施工については、第1編5-3-15控工の規定によるものとする。	控工の施工については、第1編5-3-14控工の規定によるものとする。	○項目番号の変更
2-151	第13節 本体工(鋼杭式) 5-13-2 鋼杭工 下から8行目	鋼杭工の施工については、第1編5-3-16鋼杭工の規定によるものとする。	鋼杭工の施工については、第1編5-3-15鋼杭工の規定によるものとする。	○項目番号の変更
2-151	第14節 本体工(コンクリート杭式) 5-14-2 コンクリート杭工 下から2行目	コンクリート杭工の施工については、第1編5-3-17コンクリート杭工の規定によるものとする。	コンクリート杭工の施工については、第1編5-3-16コンクリート杭工の規定によるものとする。	○項目番号の変更

頁	行又は項目	原文	改訂	摘要
2-154	第16節 上部工 5-16-2 上部コンクリート工 下から16行目	1. 支保 支保の施工については、第1編第4章第11節 型枠・支保及び足場工 の規定によるものとする。	支保の施工については、第1編第4章第11節 型枠及び支保工 の規定によるものとする。	○項目名称の変更
2-154	上から12～14行目	2. 足場 足場の施工については、第1編第4章第11節 型枠・支保及び足場工 の規定によるものとする。	削除	○5. 足場の項を削除
2-154	下から11行目 下から9行目 下から8行目	3. 鉄筋 4. 型枠 型枠の施工については、第1編第4章第11節 型枠・支保及び足場工 の規定によるものとする。	2. 鉄筋 3. 型枠 型枠の施工については、第1編第4章第11節 型枠及び支保工 の規定によるものとする。	○項目番号の変更 ○項目番号の変更 ○項目名称の変更
2-155	下から6行目 下から4行目 上から13行目	5. 伸縮目地 6. コンクリート 7. 補助ヤード施設	4. 伸縮目地 5. コンクリート 6. 補助ヤード施設	○項目番号の変更 ○項目番号の変更 ○項目番号の変更
2-156	第17節 付属工 5-17-2 係船柱工 1. 係船柱 上から10行目	(1)基礎 ① 基礎杭は、第1編5-3- 16 鋼杭工、5-3- 17 コンクリート杭工の規定によるものとする。	① 基礎杭は、第1編5-3- 15 鋼杭工、5-3- 16 コンクリート杭工の規定によるものとする。	○項目番号の変更
2-162	5-17-3 防舷材工 5-17-3 防舷材工(1)製作 上から11行目	② イ)ゴム防舷材以外の防舷材は、設計図書の定めによる。	② イ)ゴム防舷材以外の防舷材 の施工 は、設計図書の定めによる。	○表現の変更
2-162	5-17-3 防舷材工(2)施工 上から18行目	② イ)ゴム防舷材以外の防舷材は、設計図書の定めによる。	② イ)ゴム防舷材以外の防舷材 の施工 は、設計図書の定めによる。	○表現の変更
2-163	5-17-5 防食工 下から1行目	防食工の施工については、第1編5-3- 18 防食工の規定によるものとする。	防食工の施工については、第1編5-3- 17 防食工の規定によるものとする。	○項目番号の変更
2-164	第18節 消波工 5-18-2 洗掘防止工 上から9行目	洗掘防止工の施工については、第1編5-3- 10 洗掘防止工の規定によるものとする。	洗掘防止工の施工については、第1編5-3- 9 洗掘防止工の規定によるものとする。	○項目番号の変更
2-166	第19節 裏込・裏埋工 5-19-4 裏埋土工 下から4行目 下から1行目	5-19-4 裏埋土工 1. 土砂掘削 土砂掘削の施工については、第1編5-3-2、 8. 土砂掘削の規定によるものとする。 2. 土砂盛土 土砂盛土の施工については、第1編5-3-2、 9. 土砂盛土の規定によるものとする。	5-19-4 裏埋土工 1. 土砂掘削 土砂掘削の施工については、第1編5-3-2、 18. 土砂掘削の規定によるものとする。 2. 土砂盛土 土砂盛土の施工については、第1編5-3-2、 19. 土砂盛土の規定によるものとする。	○文章の一部訂正 ※引用先の訂正
2-167	第20節 陸上地盤改良工 5-20-2 圧密・排水工 上から7行目	圧密・排水工の施工については、第1編5-3- 7 圧密・排水工の規定によるものとする。	圧密・排水工の施工については、第1編5-3- 6 圧密・排水工の規定によるものとする。	○項目番号の変更
2-167	5-20-3 締固工 上から10行目	締固工の施工については、第1編5-3- 8 締固工の規定によるものとする。	締固工の施工については、第1編5-3- 7 締固工の規定によるものとする。	○項目番号の変更
2-167	5-20-4 固化工 上から12行目	固化工の施工については、第1編5-3- 9 固化工の規定によるものとする。	固化工の施工については、第1編5-3- 8 固化工の規定によるものとする。	○項目番号の変更

頁	行又は項目	原文	改訂	摘要
2-167	第21節 土工 5-21-2 掘削工 下から13行目	5-21-2 掘削工 1. 土砂掘削 土砂掘削の施工については、第1編5-3-2、 <u>8.</u> 土砂掘削の規定によるものとする。	5-21-2 掘削工 1. 土砂掘削 土砂掘削の施工については、第1編5-3-2、 <u>18.</u> 土砂掘削の規定によるものとする。	○文章の一部訂正 ※引用先の訂正
	5-21-3 盛土工 下から9行目	5-21-3 盛土工 1. 土砂盛土 土砂盛土の施工については、第1編5-3-2、 <u>9.</u> 土砂盛土の規定によるものとする。	5-21-3 盛土工 1. 土砂盛土 土砂盛土の施工については、第1編5-3-2、 <u>19.</u> 土砂盛土の規定によるものとする。	
2-168	5-21-6 伐開工 下から9行目	(3)請負者は、伐開、除根及び表土除去により生じた切株等の <u>処分</u> 方法について、事前に監督職員に <u>通知し、承諾</u> を得なければならない。	(3)請負者は、伐開、除根及び表土除去により生じた切株等の <u>処理</u> 方法について、事前に監督職員に <u>通知し、承諾</u> を得なければならない。	○表現の変更
2-168	5-21-7 法面工 下から1行目	(3)植生は、第1編5-3- <u>22</u> 植生工の規定によるものとする。	(3)植生は、第1編5-3- <u>21</u> 植生工の規定によるものとする。	○項目番号の変更
2-169	第22節 舗装工 5-22-2 路床工 上から6行目	路床工の施工については、第1編5-3- <u>19</u> 路床工の規定によるものとする。	路床工の施工については、第1編5-3- <u>18</u> 路床工の規定によるものとする。	○項目番号の変更
2-169	5-22-3 コンクリート舗装工 上から8行目	コンクリート舗装工の施工については、第1編5-3- <u>20</u> コンクリート舗装工の規定によるものとする。	コンクリート舗装工の施工については、第1編5-3- <u>19</u> コンクリート舗装工の規定によるものとする。	○項目番号の変更
2-169	5-22-4 アスファルト舗装工 上から11行目	アスファルト舗装工の施工については、第1編5-3- <u>21</u> アスファルト舗装工の規定によるものとする。	アスファルト舗装工の施工については、第1編5-3- <u>20</u> アスファルト舗装工の規定によるものとする。	○項目番号の変更
2-171	第23節 維持補修工 5-23-3 防食工 上から5行目	防食工の施工については、第1編5-3- <u>18</u> 防食工の規定によるものとする。	防食工の施工については、第1編5-3- <u>17</u> 防食工の規定によるものとする。	○項目番号の変更
2-173	第25節 仮設工 5-25-2 仮設鋼矢板工 上から5行目	1. 仮設鋼矢板・H形鋼杭 仮設鋼矢板・H形鋼杭の施工については、第1編5-3- <u>14</u> 鋼矢板工、5-3- <u>16</u> 鋼杭工の規定によるものとする。	仮設鋼矢板・H形鋼杭の施工については、第1編5-3- <u>13</u> 鋼矢板工、5-3- <u>15</u> 鋼杭工の規定によるものとする。	○項目番号の変更
2-173	5-25-3 仮設鋼管杭・鋼管矢板工 上から9行目 上から12行目	1. 先行掘削 先行掘削の施工については、第1編5-3-2、 <u>17.</u> 先行掘削の規定によるものとする。 2. 仮設鋼管杭・鋼管矢板 仮設鋼管杭・鋼管矢板の施工については、第1編5-3- <u>14</u> 鋼矢板工、5-3- <u>16</u> 鋼杭工の規定によるものとする。	先行掘削の施工については、第1編5-3-2、 <u>15.</u> 先行掘削の規定によるものとする。 仮設鋼管杭・鋼管矢板の施工については、第1編5-3- <u>13</u> 鋼矢板工、5-3- <u>15</u> 鋼杭工の規定によるものとする。	○項目番号の変更 ○項目番号の変更
2-176	第2編 港湾編 第1章 航路、泊地、船だまり 第3節 浚渫工 1-3-1 一般事項 下から10行目	本節は、浚渫工としてポンプ浚渫工、グラブ浚渫工、硬土盤浚渫工、岩盤浚渫工、バックホウ浚渫工、 <u>浚渫土工</u> その他これらに類する工種について定めるものとする。	本節は、浚渫工としてポンプ浚渫工、グラブ浚渫工、硬土盤浚渫工、岩盤浚渫工、バックホウ浚渫工その他これらに類する工種について定めるものとする。	○文章の一部削除 ※浚渫土工を削除 ※浚渫土工と陸上土工(掘削・盛土)の記述を統一
2-177	1-3-7 浚渫土工 下から3行目～5行目	1-3-7 浚渫土工 浚渫土工の施工については、第1編5-3-3浚渫土工の規定によるものとする。	削除(1-3-7浚渫土工の項すべて)	○削除 ※浚渫土工と陸上土工(掘削・盛土)の記述の統一化

頁	行又は項目	原文	改訂	摘要
2-178	第5節 埋立工 1-5-3 固化工 上から18行目	固化工の施工については、第1編5-3-9固化工の規定によるものとする。	固化工の施工については、第1編5-3-8固化工の規定によるものとする。	○項目番号の変更
2-179	1-5-5 排砂管設備工 上から7行目	排砂管設備工の施工については、第1編5-3-4排砂管設備工の規定によるものとする。	排砂管設備工の施工については、第1編5-3-3排砂管設備工の規定によるものとする。	○項目番号の変更
2-179	1-5-6 土運船運搬工 上から10行目	土運船運搬工の施工については、第1編5-3-5土運船運搬工の規定によるものとする。	土運船運搬工の施工については、第1編5-3-4土運船運搬工の規定によるものとする。	○項目番号の変更
2-179	1-5-7 揚土埋立工 下から18行目	1.バージアンローダ揚土 バージアンローダ揚土の施工については、第1編5-3-2、10.バージアンローダ揚土の規定によるものとする。	バージアンローダ揚土の施工については、第1編5-3-2、8.バージアンローダ揚土の規定によるものとする。	○項目番号の変更
2-179	下から15行目	2.空気圧送揚土 空気圧送揚土の施工については、第1編5-3-2、11.空気圧送揚土の規定によるものとする。	空気圧送揚土の施工については、第1編5-3-2、9.空気圧送揚土の規定によるものとする。	○項目番号の変更
2-179	下から12行目	3.リクレーマ揚土 リクレーマ揚土の施工については、第1編5-3-2、12.リクレーマ揚土の規定によるものとする。	リクレーマ揚土の施工については、第1編5-3-2、10.リクレーマ揚土の規定によるものとする。	○項目番号の変更
2-179	下から9行目	4.バックホウ揚土 バックホウ揚土の施工については、第1編5-3-2、13.バックホウ揚土の規定によるものとする。	バックホウ揚土の施工については、第1編5-3-2、11.バックホウ揚土の規定によるものとする。	○項目番号の変更
2-179	1-5-8 埋立土工 下から5行目	1-5-8 埋立土工 1.土砂掘削 土砂掘削の施工については、第1編5-3-2、8.土砂掘削の規定によるものとする。	1-5-8 埋立土工 1.土砂掘削 土砂掘削の施工については、第1編5-3-2、18.土砂掘削の規定によるものとする。	○文章の一部訂正 ※引用先の訂正
2-179	下から2行目	2.土砂盛土 土砂盛土の施工については、第1編5-3-2、9.土砂盛土の規定によるものとする。	2.土砂盛土 土砂盛土の施工については、第1編5-3-2、19.土砂盛土の規定によるものとする。	
2-192	第6章臨港道路 第4節 道路舗装工 6-4-2 路床工 下から8行目	路床工の施工については、第1編5-3-19路床工の規定によるものとする。	路床工の施工については、第1編5-3-18路床工の規定によるものとする。	○項目番号の変更
2-192	6-4-3 コンクリート舗装工 下から6行目	コンクリート舗装工の施工については、第1編5-3-20コンクリート舗装工の規定によるものとする。	コンクリート舗装工の施工については、第1編5-3-19コンクリート舗装工の規定によるものとする。	○項目番号の変更
2-192	6-4-4 アスファルト舗装工 下から3行目	アスファルト舗装工の施工については、第1編5-3-21アスファルト舗装工の規定によるものとする。	アスファルト舗装工の施工については、第1編5-3-20アスファルト舗装工の規定によるものとする。	○項目番号の変更
2-193	6-4-5 道路付属工	2. 区画線及び道路標識 (1)標示は、原則として、機械施工によらなければならない。なお、人力施工による場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。 (2)表示は、施工に先立ち路面の水分、泥、砂塵、ほこり等を除去し、均一に塗装しなければならない。	削除 表示は、施工に先立ち路面の水分、泥、砂塵、ほこり等を除去し、均一に塗装しなければならない。	○(1)の項を削除 ※記述の必要性なし ○(1)の削除に伴う、項目番号の変更 ※(2)→項目番号なし
2-193	上から11行目	3. 道路標識 (1)設置位置は、 図面 の定めによるものとする。	3. 道路標識 (1)設置位置は、 設計図書 の定めによるものとする。	○表現の変更
2-193	下から8行目	4. 防護柵 請負者は、防護柵を橋梁、擁壁、函きよ等のコンクリート中に設置する場合、構造物のコンクリート打設前に型枠等を使用し、 図面 に定める位置に箱抜き等を行わなければならない。	4. 防護柵 請負者は、防護柵を橋梁、擁壁、函きよ等のコンクリート中に設置する場合、構造物のコンクリート打設前に型枠等を使用し、 設計図書 に定める位置に箱抜き等を行わなければならない。	○表現の変更

港湾工事共通仕様書(H16.3版)一部改訂 新旧比較表【共通編、港湾編、海岸編】

頁	行又は項目	原文	改訂	摘要
2-193	第5節 緑地工 6-5-2 植生工 下から1行目	植生工の施工については、第1編5-3-22植生工の規定によるものとする。	植生工の施工については、第1編5-3-21植生工の規定によるものとする。	○項目番号の変更
2-194	第3編海岸編 第1章堤防、防潮堤、護岸 第2節 適用すべき諸基準 上から17行目	海岸保全施設の技術上の基準・同解説(平成16年4月予定)	海岸保全施設技術研究会編 海岸保全施設の技術上の基準・同解説 (平成16年6月)	○発刊されたことによる訂正
2-197	第3編海岸編 第2章突堤 第2節 適用すべき諸基準 上から16行目	海岸保全施設の技術上の基準・同解説(平成16年4月予定)	海岸保全施設技術研究会編 海岸保全施設の技術上の基準・同解説 (平成16年6月)	○発刊されたことによる訂正
2-200	第3編海岸編 第3章離岸堤 第2節 適用すべき諸基準 上から14行目	海岸保全施設の技術上の基準・同解説(平成16年4月予定)	海岸保全施設技術研究会編 海岸保全施設の技術上の基準・同解説 (平成16年6月)	○発刊されたことによる訂正
2-202	第3編海岸編 第4章樋門・水(閘)門 第2節 適用すべき諸基準 上から13行目	海岸保全施設の技術上の基準・同解説(平成16年4月予定)	海岸保全施設技術研究会編 海岸保全施設の技術上の基準・同解説 (平成16年6月)	○発刊されたことによる訂正
2-204	第3編海岸編 第5章養浜 第2節 適用すべき諸基準 上から12行目	海岸保全施設の技術上の基準・同解説(平成16年4月予定)	海岸保全施設技術研究会編 海岸保全施設の技術上の基準・同解説 (平成16年6月)	○発刊されたことによる訂正

頁	行又は項目	原文	改訂	摘要
2-213	品質管理 2-2 砂利・採石 比重 吸水量	測定頻度 搬入前産地毎に1 搬入前産地毎に1	測定頻度 搬入前産地毎に1回 搬入前産地毎に1回	○誤謬
2-214	3-1 セメントコンクリート用骨材 2)JIS工場製品以外・現場練りコンクリート 骨材	管理内容 洗い試験で失われるものの量	管理内容 <u>微粒分量試験で失われる量</u>	○誤謬
2-215	3-1 セメントコンクリート用骨材 1)JIS工場製品 骨材	品質規格 JIS工場製品以外・現場練りコンクリート以外を適用する。	品質規格 JIS工場製品以外・現場練りコンクリートを適用する。	○誤謬 ※以外を削除
2-227	6-1 セメント 6-2 混和材料 6-3 コンクリート用水 1)JIS工場製品 セメント、混和材料、水	品質規格 JIS工場製品以外・現場練りコンクリート以外を適用する。	品質規格 JIS工場製品以外・現場練りコンクリートを適用する。	○誤謬 ※以外を削除
2-238	15-2 合成樹脂系マット 15-3 ゴムマット	15-2 合成樹脂系マット 15-3 ゴムマット	15-3 合成樹脂系マット 15-4 ゴムマット	○誤謬 ※項目番号の訂正
2-239	15-2 繊維系マット 1)繊維系マット	備考 引張試験JIS L 1908 引裂試験JIS L <u>1908</u>	備考 引張試験JIS L 1908 引裂試験JIS L <u>1096</u>	○誤謬

頁	行又は項目	原文				改訂				摘要
2-278	出来形管理 1. 共通の工種 1-1 浚渫土工	1-1 浚渫土工				削除				○1-1 浚渫土工の項をすべて削除 ○本項の内容は、17-3 裏埋土工で記載する。
		工種	管理項目	測定方法	測定密度					
		1.土砂掘削 2.土砂盛土	基準高	レベル等により測定	法肩、法尻及び中心を延長20mに1箇所以上					
			幅	スチールテープ等により測定	延長20mに1箇所以上					
			法長	スチールテープ等により測定	延長20mに1箇所以上					
			延長	スチールテープ等により測定	両端及び中心					
		測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考					
		1cm	測定表を作成し提出	⑦による。	様式・出来形1-1-1参照					
		10cm	測定表を作成し提出	⑦による。						
		10cm	測定表を作成し提出	⑦による。						
10cm	測定表を作成し提出	⑦による。								
2-278	1-2 圧密・排水工	1-2 圧密・排水工				1-1 圧密・排水工				○項目番号の変更
2-279	2. 敷砂均し	備考 様式・出来形 1-2-2参照				備考 様式・出来形 1-1-2参照				○様式番号の変更(備考欄)
2-281	5. グラベルマット	備考 様式・出来形 1-2-2参照				備考 様式・出来形 1-1-2参照				○様式番号の変更(備考欄)
2-282	1-3 締固工 1. ロッドコンパクション	1-3 締固工				1-2 締固工				○項目番号の変更
		工種	管理項目	測定方法	測定密度	工種	管理項目	測定方法	測定密度	
2-283	1. ロッドコンパクション	1.ロッドコンパクション				1.ロッドコンパクション				○誤謬 ※測定単位0.1m3→1.0m3
		測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考	
		0.1m3	管理図に測定結果を記入し提出			1.0m3	管理図に測定結果を記入し提出			
2-283	2. サンドコンパクションパイル	備考 様式・出来形 1-3-2参照				備考 様式・出来形 1-2-2参照				○様式番号の変更(備考欄)
2-283	4. 敷砂均し	備考 1-2-2敷砂均しを適用する。				備考 1-1-2敷砂均しを適用する。				○項目番号の変更(備考欄)
2-284	1-4 固化工	1-4 固化工				1-3 固化工				○項目番号の変更
2-285	1. 深層混合処理杭	備考 様式・出来形 1-4-1参照				備考 様式・出来形 1-3-1参照				○様式番号の変更(備考欄)
2-285	2. 敷砂均し	備考 1-2-2敷砂均しを適用する。				備考 1-1-2敷砂均しを適用する。				○項目番号の変更(備考欄)
2-286	1-5 洗掘防止工 1. 洗掘防止	1-5 掘防止工				1-4 洗掘防止工				○項目番号の変更
		工種	管理項目	測定方法	測定密度	工種	管理項目	測定方法	測定密度	
		1.洗掘防止	敷設位置	スチールテープ、間縄等により測定	始、終端及び変化する箇所毎並びに20mに1箇所以上					
			重ね幅	スチールテープ等により測定	1枚に2点					
延長	スチールテープ、間縄等により測定		マットの中心を区間毎及び全長							

港湾工事共通仕様書(H16.3版)一部改訂 新旧比較表【出来形管理】

頁	行又は項目	原文				改訂				摘要
2-287	1-5洗掘防止工 1. 洗掘防止	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考	○様式番号の変更 ○許容範囲、備考欄に「ゴムマット」を追記
		10cm	測定表及び敷設図を作成し提出	(特)による。	様式・出来形1-5-1参照 アスファルトマット、繊維系 マット、合成樹脂系マ ット	10cm	測定表及び敷設図 を作成し提出	(特)による。	様式・出来形1-4-1参照 アスファルトマット、繊維系 マット、 <u>ゴムマット</u> 、合成 樹脂系マット	
		1cm	測定表及び敷設図 を作成し提出	50cm以上(アスファルトマ ット・繊維系マット) 30cm以上(合成樹脂系 マット)		1cm	測定表及び敷設図 を作成し提出	50cm以上(アスファルトマ ット・繊維系マット、 <u>ゴムマット</u>) 30cm以上(合成樹脂系 マット)		
		10cm	測定表及び敷設図 を作成し提出	+規定しない -10cm			10cm	測定表及び敷設図 を作成し提出	+規定しない -10cm	
2-286	1-6中詰工	1-6 中詰工				1-5 中詰工				○項目番号の変更
2-287	1. 砂・石材中詰	備考 様式・出来形1-6-1参照				備考 様式・出来形1-5-1参照				○様式番号の変更(備考欄)
2-286	1-7蓋コンクリート工	1-7 蓋コンクリート工				1-6 蓋コンクリート工				○項目番号の変更
2-287	1. 蓋コンクリート	備考 様式・出来形1-7-1参照				備考 様式・出来形1-6-1参照				○様式番号の変更(備考欄)
2-286	1-8蓋ブロック工	1-8 蓋ブロック工				1-7 蓋ブロック工				○項目番号の変更
2-288	1-9鋼矢板工	1-9 鋼矢板工				1-8 鋼矢板工				○項目番号の変更
		工種	管理項目	測定方法	測定密度	工種	管理項目	測定方法	測定密度	
	イ)鋼矢板	イ)鋼矢板	打込記録	(共)第1編 5-3-14-2-11 打込記録	40枚に1枚	イ)鋼矢板	打込記録	(共)第1編 5-3-13-2-(10)	40枚に1枚	○誤謬(測定方法欄の様式番号) ○誤謬(測定方法欄の「打込記録」削除)
2-289		測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考	○様式番号・記載場所の変更 ※2. 鋼矢板欄の備考に移動
			打込記録を提出		様式・出来形1-9-2参照		打込記録を提出			
2-288	口)鋼管矢板	工種	管理項目	測定方法	測定密度	工種	管理項目	測定方法	測定密度	○誤謬(測定方法欄の様式番号) ○誤謬(測定方法欄の「打込記録」削除)
		口)鋼管矢板	打込記録	(共)第1編 5-3-14-2-11 打込記録	20本に1本	口)鋼管矢板	打込記録	(共)第1編 5-3-13-2-(10)	20本に1本	
2-289		測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考	
			打込記録を提出				打込記録を提出			
2-290	1-10控工	1-10 控工				1-9 控工				○項目番号の変更
	1. 控鋼矢板	工種	管理項目	測定方法	測定密度	工種	管理項目	測定方法	測定密度	○誤謬(測定方法欄の様式番号) ○誤謬(測定方法欄の「打込記録」削除)
		1. 控鋼矢板	打込記録	(共)第1編 5-3-15-2-11 打込記録	40枚に1枚	1. 控鋼矢板	打込記録	(共)第1編 5-3-14-2-(10)	40枚に1枚	
2-291		測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考	○様式番号の変更(備考欄)
			打込記録を提出		様式・出来形1-9-2参照		打込記録を提出		様式・出来形1-8-2参照	
2-290	2. 控鋼杭	工種	管理項目	測定方法	測定密度	工種	管理項目	測定方法	測定密度	○誤謬(測定方法欄の様式番号) ○誤謬(測定方法欄の「打込記録」削除)
		2. 控鋼杭	打込記録	(共)第1編 5-3-15-3-9 打込記録	20本に1本	2. 控鋼杭	打込記録	(共)第1編 5-3-14-3-(8)	20本に1本	

港湾工事共通仕様書(H16.3版)一部改訂 新旧比較表【出来形管理】

頁	行又は項目	原文				改訂				摘要
2-291	2. 控鋼杭	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考	○様式番号の変更(備考欄)
			打込記録を提出		様式・出来形1-11-2参照		打込記録を提出		様式・出来形1-10-2参照	
2-293	5. 腹起	備考	様式・出来形1-10-5参照			備考	様式・出来形1-9-5参照			○様式番号の変更(備考欄)
2-293	6. タイ材 イ)タイロッド取付	備考	様式・出来形1-10-6参照 腹起しに取り付ける場合は不要			備考	様式・出来形1-9-6参照 腹起しに取り付ける場合は不要			○様式番号の変更(備考欄)
2-294	1-11鋼杭工	1-11 鋼杭工				1-10 鋼杭工				○項目番号の変更(備考欄)
	1. 先行掘削	備考 1-9-1先行掘削を適用する。				備考 1-8-1先行掘削を適用する。				
2-295	2. 鋼杭	工種	管理項目	測定方法	測定密度	工種	管理項目	測定方法	測定密度	○誤謬(測定方法欄の様式番号) ○誤謬(測定方法欄の「打込記録」削除)
		2. 鋼杭	打込記録	(共)第1編 5-3-15-3-9 打込記録	20本に1本	2. 控鋼杭	打込記録	(共)第1編 5-3-14-3-(8)	20本に1本	
2-295		測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考	○様式番号の変更(備考欄)
			打込記録を提出		様式・出来形1-11-2参照		打込記録を提出		様式・出来形1-10-2参照	
2-294	1-12コンクリート杭工	1-12 コンクリート杭工				1-11 コンクリート杭工				○項目番号の変更
2-296	1-13防食工	1-13 防食工				1-12 防食工				○項目番号の変更
2-297	1. 電気防食	備考	様式・出来形1-13-1参照			備考	様式・出来形1-12-1参照			○様式番号の変更(備考欄)
2-298	1-14コンクリート舗装工	1-14 コンクリート舗装工				1-13 コンクリート舗装工				○項目番号の変更
2-299	1. 下層路盤	備考	様式・出来形1-14-1参照			備考	様式・出来形1-13-1参照			○様式番号の変更(備考欄)
2-300	1-15アスファルト舗装工	1-15 アスファルト舗装工				1-14 アスファルト舗装工				○項目番号の変更
2-301	3. 基層	備考	様式・出来形1-15-3参照			備考	様式・出来形1-14-3参照			○様式番号の変更(備考欄)
	4. 表層	備考	様式・出来形1-15-3参照			備考	様式・出来形1-14-3参照			○様式番号の変更(備考欄)
2-302	1-16植生工	1-16 植生工				1-15 植生工				○項目番号の変更
2-304	2. 土捨工 2-1浚渫土工	2-1 浚渫土工				削除				○1-1浚渫土工の項をすべて削除
		工種	管理項目	測定方法	測定密度					
		浚渫土工								
2-305		測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考	削除				○削除(3-2床掘土工) ※浚渫土工と陸上土工(掘削・盛土) の記述の統一化
					1-1浚渫土工を適用する。					
2-304	3. 海上地盤改良工 3-2床掘土工	3-2床掘土工				削除				○削除(3-2床掘土工) ※浚渫土工と陸上土工(掘削・盛土) の記述の統一化
		工種	管理項目	測定方法	測定密度					
	1. 土砂掘削	1.土砂掘削								
2-305		測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考	削除				○削除(3-2床掘土工) ※浚渫土工と陸上土工(掘削・盛土) の記述の統一化
					1-1-1土砂掘削を適用する。					
2-304	2. 土砂盛土	2.土砂盛土				削除				○削除(3-2床掘土工) ※浚渫土工と陸上土工(掘削・盛土) の記述の統一化
		工種	管理項目	測定方法	測定密度					
		2.土砂盛土								

港湾工事共通仕様書(H16.3版)一部改訂 新旧比較表【出来形管理】

頁	行又は項目	原文				改訂				摘要
2-305	2. 土砂盛土	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考	削除				○削除(3-2床掘土工) ※浚渫土工と陸上土工(掘削・盛土)の記述の統一化
					1-1-2土砂盛土を適用する。					
2-304	3-3置換工	3-3 置換工				3-2 置換工				○項目番号の変更
2-305	1. 置換材均し	備考 様式・出来形3-3-1参照				備考 様式・出来形3-2-1参照				○様式番号の変更(備考欄)
2-306	3-4圧密・排水工	3-4 圧密・排水工				3-3 圧密・排水工				○項目番号の変更
2-307		備考 1-2圧密・排水工を適用する。				備考 1-1圧密・排水工を適用する。				○項目番号の変更(備考欄)
2-306	3-5締固工	3-5 締固工				3-4 締固工				○項目番号の変更
2-307		備考 1-3締固工を適用する。				備考 1-2締固工を適用する。				○項目番号の変更(備考欄)
2-306	3-6固化工	3-6 固化工				3-5 固化工				○項目番号の変更
2-307		備考 1-4固化工を適用する。				備考 1-3固化工を適用する。				○項目番号の変更(備考欄)
2-307	4. 基礎工									
2-307	4-1基礎盛砂工	備考 様式・出来形1-2-2参照				備考 様式・出来形1-1-2参照				○様式番号の変更(備考欄)
2-307	4-2洗掘防止工	備考 1-5洗掘防止工を適用する。				備考 1-4洗掘防止工を適用する。				○項目番号の変更(備考欄)
2-315	5. 本体工(ケーソン式)									
2-315	5-3中詰工	備考 1-6中詰工を適用する。				備考 1-5中詰工を適用する。				○項目番号の変更(備考欄)
2-315	5-4蓋コンクリート工	備考 1-7蓋コンクリート工を適用する。				備考 1-6蓋コンクリート工を適用する。				○項目番号の変更(備考欄)
2-315	5-5蓋ブロック工	備考 1-8蓋ブロック工を適用する。				備考 1-7蓋ブロック工を適用する。				○項目番号の変更(備考欄)
2-317	6. 本体工(ブロック式)									
2-317	6-3中詰工	備考 1-6中詰工を適用する。				備考 1-5中詰工を適用する。				○項目番号の変更(備考欄)
2-317	6-4蓋コンクリート工	備考 1-7蓋コンクリート工を適用する。				備考 1-6蓋コンクリート工を適用する。				○項目番号の変更(備考欄)
2-317	6-5蓋ブロック工	備考 1-8蓋ブロック工を適用する。				備考 1-7蓋ブロック工を適用する。				○項目番号の変更(備考欄)
2-318	7. 本体工(場所打式)									
	7-1場所打コンクリート工	7-1 場所打コンクリート工				7-1 場所打コンクリート工				
		工種	管理項目	測定方法	測定密度	工種	管理項目	測定方法	測定密度	○誤謬
	イ. 防波堤		天端高	レベル等により測定	天端面は1スパン4箇所以上 パラペット頂部は1スパン2箇所以上	イ. 防波堤	天端高又は厚さ	レベル等により測定	天端面は1スパン4箇所以上 パラペット頂部は1スパン2箇所以上	
2-319		測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考	○誤謬
		1cm	測定表を作成し提出	天端幅10m以下の場合は±2cm 天端幅10mを超える場合は+5cm-2cm	様式・出来形14-1参照 天端高さの管理項目の選定(注)による。	1cm	測定表を作成し提出	天端幅10m以下の場合は±2cm 天端幅10mを超える場合は+5cm-2cm	様式・出来形14-1参照 天端高さ又は厚さの管理項目の選定は(注)による。	
2-321	8. 本体工(捨石・捨ブロック式)									
2-321	8-1洗掘防止工	備考 1-5洗掘防止工を適用する。				備考 1-4洗掘防止工を適用する。				○項目番号の変更(備考欄)
2-323	9. 本体工(鋼矢板式)									
2-323	9-1鋼矢板工	備考 1-9鋼矢板工を適用する。				備考 1-8鋼矢板工を適用する。				○項目番号の変更(備考欄)
2-323	9-2控工	備考 1-10控工を適用する。				備考 1-9控工を適用する。				○項目番号の変更(備考欄)
2-325	10. 本体工(コンクリート矢板式)									
2-325	10-2控工	備考 1-10控工を適用する。				備考 1-9控工を適用する。				○項目番号の変更(備考欄)
2-325	11. 本体工(鋼杭式)									
2-325	11-1鋼杭工	備考 1-11鋼杭工を適用する。				備考 1-10鋼杭工を適用する。				○項目番号の変更(備考欄)
2-325	12. 本体工(コンクリート杭式)									
2-325	12-1コンクリート杭工	備考 1-12コンクリート杭工を適用する。				備考 1-11コンクリート杭工を適用する。				○項目番号の変更(備考欄)
2-326	13. 被覆・根固工	原文なし								
	13-1被覆石工									
	2. 被覆石均し					工種	管理項目	測定方法	測定密度	○追記
						2.被覆石均し	天端面	音響測深機、レド又はレベル等により測定	測線及び測点間隔は10m以下	※天端面の記述を追記

港湾工事共通仕様書(H16.3版)一部改訂 新旧比較表【出来形管理】

頁	行又は項目	原文				改訂				摘要
		測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考					
2-327		原文なし				10cm	出来形図を作成し提出	±50cm 岸壁前面 +0、-20cm又は (特)による。		○追記 ※天端面の記述を追記
2-335	15. 付属工 15-4防食工	備考 1-13防食工を適用する。				備考 1-12防食工を適用する。				○項目番号の変更(備考欄)
2-335	16. 消波工 16-1洗掘防止工	備考 1-5洗掘防止工を適用する。				備考 1-4洗掘防止工を適用する。				○項目番号の変更(備考欄)
2-337	17. 裏込・裏埋工 17-1裏込工 3. 吸出し防止材	備考 様式・出来形 1-5-1参照				備考 様式・出来形 1-4-1参照				○様式番号の変更(備考欄)
2-336	17-2裏埋工	工種 裏埋工				工種 裏埋材				○誤謬
2-336	17-3裏埋土工	17-3裏埋土工				17-3裏埋土工				○1-1浚渫土工の基準を転記。
		工種	管理項目	測定方法	測定密度	工種	管理項目	測定方法	測定密度	
	1.土砂掘削				1.土砂掘削	基準高	レベル等により測定	法肩、法尻及び中心を 延長20mに1箇所以上		
2-337	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考	幅	スチールテープ等により測定	延長20mに1箇所以上			
				1-1-1土砂掘削を適用する。	法長	スチールテープ等により測定	延長20mに1箇所以上			
2-336	工種	管理項目	測定方法	測定密度	延長	スチールテープ等により測定	両端及び中心			
	2.土砂盛土				測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考		
					1cm	測定表を作成し提出	(特)による。	様式・出来形17-3-1参照		
2-337	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考	10cm	測定表を作成し提出	(特)による。			
				1-1-2土砂盛土を適用する。	10cm	測定表を作成し提出	(特)による。			
					10cm	測定表を作成し提出	(特)による。			
					10cm	測定表を作成し提出	(特)による。			
2-339	18. 陸上地盤改良工 18-1圧密・排水工	備考 1-2圧密・排水工を適用する。				備考 1-1圧密・排水工を適用する。				○項目番号の変更(備考欄)
2-339	18-2締固工	備考 1-3締固工を適用する。				備考 1-2締固工を適用する。				○項目番号の変更(備考欄)
2-339	18-3固化工	備考 1-4固化工を適用する。				備考 1-3固化工を適用する。				○項目番号の変更(備考欄)
2-339	19. 土工 19-1掘削工	備考 1-1-1土砂掘削を適用する。				備考 17-3-1土砂掘削を適用する。				○項目番号の変更(備考欄)
2-339	19-2盛土工	備考 1-1-2土砂盛土を適用する。				備考 17-3-2土砂盛土を適用する。				○項目番号の変更(備考欄)
2-341	19-4法面工	備考 1-1-1土砂掘削、1-1-2土砂盛土及び1-16 植生工を適用する。				備考 17-3-1土砂掘削、17-3-2土砂盛土及び 1-15植生工を適用する。				○項目番号の変更(備考欄)
2-341	20. 舗装工 20-1コンクリート舗装工	備考 1-14コンクリート舗装工を適用する。				備考 1-13コンクリート舗装工を適用する。				○項目番号の変更(備考欄)
2-341	20-2アスファルト舗装工	備考 1-15アスファルト舗装工を適用する。				備考 1-14アスファルト舗装工を適用する。				○項目番号の変更(備考欄)
2-341	21. 維持補修工 21-2防食工	備考 1-13防食工を適用する。				備考 1-12防食工を適用する。				○項目番号の変更(備考欄)
2-345	23. 仮設工 23-1仮設鋼矢板工	備考 1-9-2鋼矢板 イ)鋼矢板を適用する。				備考 1-8-2鋼矢板 イ)鋼矢板を適用する。				○項目番号の変更(備考欄)

頁	行又は項目	原文				改訂	摘要
2-339	目次 上から14行目	2-9 型枠・支保及び足場工2-406				2-9 型枠及び支保工2-406	○項目名称の変更
2-405	2. 無筋・鉄筋コンクリート 2-7 コンクリートの品質管理	注意事項及び説明 設計基準強度はσ28のみとする。				注意事項及び説明 設計基準強度の 撮影 はσ28のみとする。	○表現の変更
2-406	2-9 型枠・支保及び足場工	2-9 型枠・支保及び足場工				2-9 型枠及び支保工	○項目名の変更 ※足場工の削除により ○足場工の項を削除 ※足場工は、ケーソン製作、本体ブロック製作等の個別の箇所に記載
2-406	2-407	撮影項目	撮影基準		注意事項及び説明	削除(足場の項を削除)	
			撮影箇所	撮影時期			
			足場	作業足場			
			昇り足場	同上	足場の構造、安全ネット等が判明できるように撮影		
			壁継ぎ	同上			
			足場スペース	同上			
			解体状況	解体時			
2-407	2-10 水中コンクリート	注意事項及び説明	2-1レディーミストコンクリート、2-2コンクリートミキサー船、2-3現場練りコンクリート、2-4運搬打設工及び 2-9型枠・支保及び足場工 の関連事項を適用する。トレミー、コンクリートポンプ、底開き箱、底開き袋等		注意事項及び説明	2-1レディーミストコンクリート、2-2コンクリートミキサー船、2-3現場練りコンクリート、2-4運搬打設工及び 2-9型枠及び支保工 の関連事項を適用する。トレミー、コンクリートポンプ、底開き箱、底開き袋等	○適用項目名の変更
2-407	2-11 袋詰コンクリート	注意事項及び説明	2-1レディーミストコンクリート、2-2コンクリートミキサー船、2-3現場練りコンクリート、2-4運搬打設工、 2-9型枠・支保及び足場工 及び2-10水中コンクリートの関連事項を適用する。		注意事項及び説明	2-1レディーミストコンクリート、2-2コンクリートミキサー船、2-3現場練りコンクリート、2-4運搬打設工、 2-9型枠及び支保工 及び2-10水中コンクリートの関連事項を適用する。	○適用項目名の変更
2-409	2-12 水中不分離性コンクリート	注意事項及び説明	2-1レディーミストコンクリート、2-2コンクリートミキサー船、2-3現場練りコンクリート、2-8鉄筋工及び 2-9型枠・支保及び足場工 の関連事項を適用する。 トレミー、コンクリートポンプ等		注意事項及び説明	2-1レディーミストコンクリート、2-2コンクリートミキサー船、2-3現場練りコンクリート、2-8鉄筋工及び 2-9型枠及び支保工 の関連事項を適用する。 トレミー、コンクリートポンプ等	○適用項目名の変更
2-409	2-13 プレパックドコンクリート	注意事項及び説明	2-1レディーミストコンクリート、2-2コンクリートミキサー船、2-3現場練りコンクリート、2-4運搬打設工、2-8鉄筋工及び 2-9型枠・支保及び足場工 の関連事項を適用する。		注意事項及び説明	2-1レディーミストコンクリート、2-2コンクリートミキサー船、2-3現場練りコンクリート、2-4運搬打設工、2-8鉄筋工及び 2-9型枠及び支保工 の関連事項を適用する。	○適用項目名の変更
2-410	3-1 共通の工種 1. 浚渫土工 1. 土砂掘削					削除	○1. 浚渫土工の項を削除 ○本項の内容は、17-3裏埋土工で記載する。
		工種	撮影区分	撮影項目	撮影 撮影箇所		
		1. 浚渫土工					
		1)土砂掘削	施工管理	使用機械	主要機械		
				仮置場及び土砂処分場	仮置及び土砂処分状況		
				掘削・切土	掘削、切土、穿孔及び発破状況		
運搬	土砂の搬入、搬出状況						
		埋戻し及び裏込め	材料の投入及び均し状況				
	出来形管理	出来形の確認	測定状況				

頁	行又は項目	原文		改訂	摘要			
2-411	3-1 共通の工種 1. 浚渫土工 1. 土砂掘削	基準		削除				
		注意事項及び説明						
		撮影時期						
		作業時、機械毎	使用機械の種類が判明できるように撮影					
		作業時、機械毎	各作業状況が判明できるように撮影					
		作業時、機械毎	各作業状況が判明できるように撮影 埋没物等は、その状況が判明できるように撮影					
	測定時、作業毎							
2-410	1. 浚渫土工 2. 土砂盛土	工種	撮影区分	撮影項目	撮影箇所	削除		
		2)土砂盛土	施工管理	使用機械	主要機械			
				仮置場及び土砂処分場	仮置及び土砂処分状況			
				運搬	土砂の搬入、搬出状況			
				盛土	盛土及び各層の転圧状況			
			品質管理	材料の確認	試験及び搬入状況			
			出来形管理	出来形の確認	測定状況			
		基準		注意事項及び説明				
		撮影時期						
		作業時、機械毎		使用機械の種類が判明できるように撮影				
作業時、機械毎		各作業状況が判明できるように撮影						
試験及び搬入時		主要資材並びに試験及び搬入の状況が判明できるように撮影 撮影項目は① 1. 土及び2. 石材等による。						
測定時、作業毎		盛土の各層の仕上り厚さが判明できるように撮影						
2-410	2. 排砂管設備工	2. 排砂管設備工		1. 排砂管設備工	○項目番号の変更			
2-410	3. 土運船運搬工	3. 土運船運搬工		2. 土運船運搬工	○項目番号の変更			
2-410	4. 揚土土捨工	4. 揚土土捨工		3. 揚土土捨工	○項目番号の変更			
2-410	5. 圧密・排水工	5. 圧密・排水工		4. 圧密・排水工	○項目番号の変更			
2-413	5)ペーパードレーン	注意事項及び説明 3-1-5圧密・排水工 1)サンドドレーンを適用する。		注意事項及び説明 3-1-4圧密・排水工 1)サンドドレーンを適用する。	○項目番号の変更			

港湾工事共通仕様書(H16.3版)一部改訂 新旧比較表【写真管理】

頁	行又は項目	原文	改訂	摘要
2-414	6. 締固工	<u>6.</u> 締固工	<u>5.</u> 締固工	○項目番号の変更
2-415	4)敷砂 5)敷砂均し	注意事項及び説明 <u>3-1-5</u> 圧密・排水工 2)敷砂、3)敷砂均しを適用する。	注意事項及び説明 <u>3-1-4</u> 圧密・排水工 2)敷砂、3)敷砂均しを適用する。	○項目番号の変更
2-414	7. 固化工	<u>7.</u> 固化工	<u>6.</u> 固化工	○項目番号の変更
2-417	2)盛上土砂撤去	注意事項及び説明 <u>3-1-6</u> 締固工 3)盛上土砂撤去を適用する。	注意事項及び説明 <u>3-1-5</u> 締固工 3)盛上土砂撤去を適用する。	○項目番号の変更
2-417	3)敷砂 4)敷砂均し	注意事項及び説明 <u>3-1-5</u> 圧密・排水工 2)敷砂、3)敷砂均しを適用する。	注意事項及び説明 <u>3-1-4</u> 圧密・排水工 2)敷砂、3)敷砂均しを適用する。	○項目番号の変更
2-416	8. 洗掘防止工	<u>8.</u> 洗掘防止工	<u>7.</u> 洗掘防止工	○項目番号の変更
2-416	9. 中詰工	<u>9.</u> 中詰工	<u>8.</u> 中詰工	○項目番号の変更
2-417	2)コンクリート中詰	注意事項及び説明 2.無筋・鉄筋コンクリートの関連事項及び <u>3-1-9.1)</u> 砂・石材中詰を適用する。	注意事項及び説明 2.無筋・鉄筋コンクリートの関連事項及び <u>3-1-8.1)</u> 砂・石材中詰を適用する。	○項目番号の変更
2-417	3)プレハブコンクリート中詰	注意事項及び説明 2.無筋・鉄筋コンクリートの関連事項及び <u>3-1-9.1)</u> 砂・石材中詰を適用する。	注意事項及び説明 2.無筋・鉄筋コンクリートの関連事項及び <u>3-1-8.1)</u> 砂・石材中詰を適用する。	○項目番号の変更
2-418	10. 蓋コンクリート工	<u>10.</u> 蓋コンクリート工	<u>9.</u> 蓋コンクリート工	○項目番号の変更
2-418	11. 蓋ブロック工	<u>11.</u> 蓋ブロック工	<u>10.</u> 蓋ブロック工	○項目番号の変更
2-418	12. 鋼矢板工	<u>12.</u> 鋼矢板工	<u>11.</u> 鋼矢板工	○項目番号の変更
2-420	13. 控工	<u>13.</u> 控工	<u>12.</u> 控工	○項目番号の変更
2-421	(施工管理 タイロッド受杭)	注意事項及び説明 <u>3-1-12</u> 鋼矢板工を適用する。	注意事項及び説明 <u>3-1-11</u> 鋼矢板工を適用する。	○項目番号の変更
2-421	(施工管理 タイロッド、……)	注意事項及び説明 <u>3-1-12</u> 鋼矢板工を適用する。 3-6本体工(ブロック式)を適用する。 3-14-1上部コンクリート工を適用する。	注意事項及び説明 <u>3-1-11</u> 鋼矢板工を適用する。 3-6本体工(ブロック式)を適用する。 3-14-1上部コンクリート工を適用する。	○項目番号の変更
2-421	(品質管理 タイロッド、……)	注意事項及び説明 <u>3-1-12</u> 鋼矢板工を適用する。 3-14-1上部コンクリート工を適用する。	注意事項及び説明 <u>3-1-11</u> 鋼矢板工を適用する。 3-14-1上部コンクリート工を適用する。	○項目番号の変更
2-420	14. 鋼杭工	<u>14.</u> 鋼杭工	<u>13.</u> 鋼杭工	○項目番号の変更
2-421	1)先行掘削	注意事項及び説明 <u>3-1-12</u> 鋼矢板工 1)先行掘削を適用する。	注意事項及び説明 <u>3-1-11</u> 鋼矢板工 1)先行掘削を適用する。	○項目番号の変更
2-420	15. コンクリート杭工	<u>15.</u> コンクリート杭工	<u>14.</u> コンクリート杭工	○項目番号の変更
2-421	1)コンクリート杭	注意事項及び説明 <u>3-1-14</u> 鋼杭工 2)鋼杭を適用する。	注意事項及び説明 <u>3-1-13</u> 鋼杭工 2)鋼杭を適用する。	○項目番号の変更
2-422	16. 防食工	<u>16.</u> 防食工	<u>15.</u> 防食工	○項目番号の変更
2-424	17. 路床工	<u>17.</u> 路床工	<u>16.</u> 路床工	○項目番号の変更
2-424	18. コンクリート舗装工	<u>18.</u> コンクリート舗装工	<u>17.</u> コンクリート舗装工	○項目番号の変更
2-424	19. アスファルト舗装工	<u>19.</u> アスファルト舗装工	<u>18.</u> アスファルト舗装工	○項目番号の変更
2-425	1)下層路盤 2)上層路盤	注意事項及び説明 <u>3-1-18</u> コンクリート舗装工 1)下層路盤、 2)上層路盤を適用する。	注意事項及び説明 <u>3-1-17</u> コンクリート舗装工 1)下層路盤、 2)上層路盤を適用する。	○項目番号の変更
2-426	20. 植生工	<u>20.</u> 植生工	<u>19.</u> 植生工	○項目番号の変更
2-427	3-2 土捨工 1. 排砂管設備工	注意事項及び説明 <u>3-1-2</u> 排砂管設備工を適用する。	注意事項及び説明 <u>3-1-1</u> 排砂管設備工を適用する。	○項目番号の変更
2-427	2. 土運船運搬工	注意事項及び説明 <u>3-1-3</u> 土運船運搬工を適用する。	注意事項及び説明 <u>3-1-2</u> 土運船運搬工を適用する。	○項目番号の変更
2-427	3. 揚土土捨工	注意事項及び説明 <u>3-1-4</u> 揚土土捨工を適用する。	注意事項及び説明 <u>3-1-3</u> 揚土土捨工を適用する。	○項目番号の変更
2-426	3. 浚渫土工	3. 浚渫土工	削除	○3. 浚渫土工の項を削除
2-429	3-3 海上地盤改良工 2. 排砂管設備工	注意事項及び説明 <u>3-1-2</u> 排砂管設備工を適用する。	注意事項及び説明 <u>3-1-1</u> 排砂管設備工を適用する。	○項目番号の変更
2-429	3. 土運船運搬工	注意事項及び説明 <u>3-1-3</u> 土運船運搬工を適用する。	注意事項及び説明 <u>3-1-2</u> 土運船運搬工を適用する。	○項目番号の変更
2-429	4. 揚土土捨工	注意事項及び説明 <u>3-1-4</u> 揚土土捨工を適用する。	注意事項及び説明 <u>3-1-3</u> 揚土土捨工を適用する。	○項目番号の変更
2-428	5. 床掘土工	<u>5.</u> 床掘土工	削除	○5. 床掘土工の項を削除
2-428	6. 置換工	<u>6.</u> 置換工	<u>5.</u> 置換工	○項目番号の変更
2-428	7. 圧密・排水工	<u>7.</u> 圧密・排水工	<u>6.</u> 圧密・排水工	○項目番号の変更
2-429		注意事項及び説明 <u>3-1-5</u> 圧密・排水工 1) サンドドレーン、2) 敷砂、3) 敷砂均し、4) 載荷土砂、5) ペーパードレーンを適用する。	注意事項及び説明 <u>3-1-4</u> 圧密・排水工 1) サンドドレーン、2) 敷砂、3) 敷砂均し、4) 載荷土砂、5) ペーパードレーンを適用する。	○項目番号の変更

頁	行又は項目	原文	改訂	摘要																	
2-428	8. 締固工	<u>8. 締固工</u>	<u>7. 締固工</u>	○項目番号の変更																	
2-429		注意事項及び説明 <u>3-1-6</u> 締固工 2) サトコンパクションパイル、3) 盛上土砂撤去、4) 敷砂、5) 敷砂均しを適用する。	注意事項及び説明 <u>3-1-5</u> 締固工 2) サトコンパクションパイル、3) 盛上土砂撤去、4) 敷砂、5) 敷砂均しを適用する。	○項目番号の変更																	
2-428	9. 固化工	<u>9. 固化工</u>	<u>8. 固化工</u>	○項目番号の変更																	
2-429		注意事項及び説明 <u>3-1-7</u> 固化工 1) 深層混合処理杭、3) 敷砂、4) 敷砂均しを適用する。	注意事項及び説明 <u>3-1-6</u> 固化工 1) 深層混合処理杭、3) 敷砂、4) 敷砂均しを適用する。	○項目番号の変更																	
2-431	3-4 基礎工 2. 洗掘防止工	注意事項及び説明 <u>3-1-8</u> 洗掘防止工を適用する。	注意事項及び説明 <u>3-1-7</u> 洗掘防止工を適用する。	○項目番号の変更																	
2-433	3-5 本体内(ケーソン式) 1. ケーソン製作工 4) 支保	注意事項及び説明 <u>2-9型枠・支保及び足場工</u> を適用する。	注意事項及び説明 <u>2-9型枠及び支保工</u> を適用する。	○適用項目名の変更																	
2-432	5) 足場	注意事項及び説明 <u>2-9型枠・支保及び足場工</u> を適用する。	(施工管理)	○足場の管理基準を記載																	
2-433			<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">撮影項目</th> <th colspan="2">撮影基準</th> <th rowspan="2">注意事項及び説明</th> </tr> <tr> <th>撮影箇所</th> <th>撮影時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">足場</td> <td>組立て</td> <td>組立時</td> <td rowspan="5"><u>内足場及び外足場の組立状況を撮影</u> <u>足場の構造、安全ネット等が判明できるように撮影</u></td> </tr> <tr> <td>昇り足場</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>壁継ぎ</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>足場スペース</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>解体状況</td> <td>解体時</td> </tr> </tbody> </table>	撮影項目	撮影基準		注意事項及び説明	撮影箇所	撮影時期	足場	組立て	組立時	<u>内足場及び外足場の組立状況を撮影</u> <u>足場の構造、安全ネット等が判明できるように撮影</u>	昇り足場	同上	壁継ぎ	同上	足場スペース	同上	解体状況	解体時
撮影項目	撮影基準		注意事項及び説明																		
	撮影箇所	撮影時期																			
足場	組立て	組立時	<u>内足場及び外足場の組立状況を撮影</u> <u>足場の構造、安全ネット等が判明できるように撮影</u>																		
	昇り足場	同上																			
	壁継ぎ	同上																			
	足場スペース	同上																			
	解体状況	解体時																			
2-433	7) 型枠	注意事項及び説明 <u>2-9型枠・支保及び足場工</u> を適用する。	注意事項及び説明 <u>2-9型枠及び支保工</u> を適用する。	○適用項目名の変更																	
2-435	3. 中詰工	注意事項及び説明 <u>3-1-9</u> 中詰工を適用する。	注意事項及び説明 <u>3-1-8</u> 中詰工を適用する。	○項目番号の変更																	
2-435	4. 蓋コンクリート工	注意事項及び説明 <u>3-1-10</u> 蓋コンクリート工を適用する。	注意事項及び説明 <u>3-1-9</u> 蓋コンクリート工を適用する。	○項目番号の変更																	
2-435	5. 蓋ブロック工	注意事項及び説明 <u>3-1-11</u> 蓋ブロック工を適用する。	注意事項及び説明 <u>3-1-10</u> 蓋ブロック工を適用する。	○項目番号の変更																	
2-436	3-6 本体内(ブロック式) 1. 本体ブロック製作工 2) 足場	注意事項及び説明 <u>2-9型枠・支保及び足場工</u> を適用する。	(施工管理)	○足場の管理基準を記載																	
2-437			<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">撮影項目</th> <th colspan="2">撮影基準</th> <th rowspan="2">注意事項及び説明</th> </tr> <tr> <th>撮影箇所</th> <th>撮影時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">足場</td> <td>組立て</td> <td>組立時</td> <td rowspan="2"><u>3-5-1ケーソン製作工の関連事項を適用する。</u></td> </tr> <tr> <td>解体</td> <td>解体時</td> </tr> </tbody> </table>	撮影項目	撮影基準		注意事項及び説明	撮影箇所	撮影時期	足場	組立て	組立時	<u>3-5-1ケーソン製作工の関連事項を適用する。</u>	解体	解体時						
撮影項目	撮影基準		注意事項及び説明																		
	撮影箇所	撮影時期																			
足場	組立て	組立時	<u>3-5-1ケーソン製作工の関連事項を適用する。</u>																		
	解体	解体時																			
2-437	4) 型枠	注意事項及び説明 <u>2-9型枠・支保及び足場工</u> を適用する。	注意事項及び説明 <u>2-9型枠及び支保工</u> を適用する。	○適用項目名の変更																	
2-437	3. 中詰工	注意事項及び説明 <u>3-1-9</u> 中詰工を適用する。	注意事項及び説明 <u>3-1-8</u> 中詰工を適用する。	○項目番号の変更																	
2-437	4. 蓋コンクリート工	注意事項及び説明 <u>3-1-10</u> 蓋コンクリート工を適用する。	注意事項及び説明 <u>3-1-9</u> 蓋コンクリート工を適用する。	○項目番号の変更																	
2-437	5. 蓋ブロック工	注意事項及び説明 <u>3-1-11</u> 蓋ブロック工を適用する。	注意事項及び説明 <u>3-1-10</u> 蓋ブロック工を適用する。	○項目番号の変更																	
2-438	3-7 本体内(場所打式) 1. 場所打コンクリート工 1) 足場	注意事項及び説明 <u>2-9型枠・支保及び足場工</u> を適用する。	(施工管理)	○足場の管理基準を記載																	
2-439			<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">撮影項目</th> <th colspan="2">撮影基準</th> <th rowspan="2">注意事項及び説明</th> </tr> <tr> <th>撮影箇所</th> <th>撮影時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">足場</td> <td>組立て</td> <td>組立時</td> <td rowspan="2"><u>3-5-1ケーソン製作工の関連事項を適用する。</u></td> </tr> <tr> <td>解体</td> <td>解体時</td> </tr> </tbody> </table>	撮影項目	撮影基準		注意事項及び説明	撮影箇所	撮影時期	足場	組立て	組立時	<u>3-5-1ケーソン製作工の関連事項を適用する。</u>	解体	解体時						
撮影項目	撮影基準		注意事項及び説明																		
	撮影箇所	撮影時期																			
足場	組立て	組立時	<u>3-5-1ケーソン製作工の関連事項を適用する。</u>																		
	解体	解体時																			
2-441	3-8 本体内(捨石・捨ブロック式) 1. 洗掘防止工	注意事項及び説明 <u>3-1-8</u> 洗掘防止工を適用する。	注意事項及び説明 <u>3-1-7</u> 洗掘防止工を適用する。	○項目番号の変更																	

頁	行又は項目	原文	改訂	摘要																								
2-443	3-9 本体内(鋼矢板式) 1. 鋼矢板工	注意事項及び説明 3-1-12 鋼矢板工を適用する。	注意事項及び説明 3-1-11 鋼矢板工を適用する。	○項目番号の変更																								
2-443	2. 控工	注意事項及び説明 3-1-13 控工を適用する。	注意事項及び説明 3-1-12 控工を適用する。	○項目番号の変更																								
2-443	3-10 本体内(コンクリート矢板式) 1)コンクリート矢板工	注意事項及び説明 3-1-12 鋼矢板工 2) 鋼矢板を適用する。	注意事項及び説明 3-1-11 鋼矢板工 2) 鋼矢板を適用する。	○項目番号の変更																								
2-443	2. 控工	注意事項及び説明 3-1-13 控工を適用する。	注意事項及び説明 3-1-12 控工を適用する。	○項目番号の変更																								
2-443	3-11 本体内(鋼杭式) 1)鋼杭工	注意事項及び説明 3-1-14 鋼杭工を適用する。	注意事項及び説明 3-1-13 鋼杭工を適用する。	○項目番号の変更																								
2-443	3-12 本体内(コンクリート杭式) 1)コンクリート杭工	注意事項及び説明 3-1-14 鋼杭工を適用する。	注意事項及び説明 3-1-13 鋼杭工を適用する。	○項目番号の変更																								
2-447	3-14 上部工 1. 上部コンクリート工 1)支保	注意事項及び説明 2-9型枠・支保及び足場工 を適用する。	注意事項及び説明 2-9型枠及び支保工 を適用する。	○適用項目名の変更																								
2-446	2)足場	注意事項及び説明 2-9型枠・支保及び足場工 を適用する。	(施工管理)	○足場の管理基準を記載																								
2-447			撮影項目		撮影基準	注意事項及び説明																						
			撮影箇所		撮影時期																							
			足場	組立て 解体	組立時 解体時	3-5-1ケーソン製作工の関連事項を適用する。																						
2-449	3-15 付属工 4. 防食工	注意事項及び説明 3-1-16 防食工を適用する。	注意事項及び説明 3-1-15 防食工を適用する。	○項目番号の変更																								
2-451	3-16 消波工 1. 洗掘防止工	注意事項及び説明 3-1-8 洗掘防止工を適用する。	注意事項及び説明 3-1-7 洗掘防止工を適用する。	○項目番号の変更																								
2-452	3-17 裏込・裏埋工 3. 裏埋土工 1)土砂掘削	注意事項及び説明 3-1-1 浚渫土工 1) 土砂掘削を適用する。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工種</th> <th>撮影区分</th> <th>撮影項目</th> <th>撮影箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3. 裏埋土工</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">1)土砂掘削</td> <td rowspan="5">施工管理</td> <td>使用機械</td> <td>主要機械</td> </tr> <tr> <td>仮置場及び土砂処分場</td> <td>仮置及び土砂処分状況</td> </tr> <tr> <td>掘削・切土</td> <td>掘削、切土、穿孔及び発破状況</td> </tr> <tr> <td>運搬</td> <td>土砂の搬入、搬出状況</td> </tr> <tr> <td>埋戻し及び裏埋め</td> <td>材料の投入及び均し状況</td> </tr> <tr> <td>出来形管理</td> <td>出来形の確認</td> <td>測定状況</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	工種	撮影区分	撮影項目	撮影箇所	3. 裏埋土工				1)土砂掘削	施工管理	使用機械	主要機械	仮置場及び土砂処分場	仮置及び土砂処分状況	掘削・切土	掘削、切土、穿孔及び発破状況	運搬	土砂の搬入、搬出状況	埋戻し及び裏埋め	材料の投入及び均し状況	出来形管理	出来形の確認	測定状況		○1. 浚渫土工の項の記載を転記
工種	撮影区分	撮影項目	撮影箇所																									
3. 裏埋土工																												
1)土砂掘削	施工管理	使用機械	主要機械																									
		仮置場及び土砂処分場	仮置及び土砂処分状況																									
		掘削・切土	掘削、切土、穿孔及び発破状況																									
		運搬	土砂の搬入、搬出状況																									
		埋戻し及び裏埋め	材料の投入及び均し状況																									
出来形管理	出来形の確認	測定状況																										

頁	行又は項目	原文	改訂	摘要																								
2-453	3-17 裏込・裏埋工 3. 裏埋土工 1) 土砂掘削	注意事項及び説明 <u>3-1-1</u> 浚渫土工 1) 土砂掘削を適用する。	<table border="1"> <tr> <td>基準</td> <td colspan="3">注意事項及び説明</td> </tr> <tr> <td>撮影時期</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>作業時、機械毎</td> <td colspan="3">使用機械の種類が判明できるように撮影</td> </tr> <tr> <td>作業時、機械毎</td> <td colspan="3">各作業状況が判明できるように撮影</td> </tr> <tr> <td>作業時、機械毎</td> <td colspan="3">各作業状況が判明できるように撮影 埋没物等は、その状況が判明できるように撮影</td> </tr> <tr> <td>測定時、作業毎</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table>	基準	注意事項及び説明			撮影時期				作業時、機械毎	使用機械の種類が判明できるように撮影			作業時、機械毎	各作業状況が判明できるように撮影			作業時、機械毎	各作業状況が判明できるように撮影 埋没物等は、その状況が判明できるように撮影			測定時、作業毎				○1. 浚渫土工の項の記載を転記
基準	注意事項及び説明																											
撮影時期																												
作業時、機械毎	使用機械の種類が判明できるように撮影																											
作業時、機械毎	各作業状況が判明できるように撮影																											
作業時、機械毎	各作業状況が判明できるように撮影 埋没物等は、その状況が判明できるように撮影																											
測定時、作業毎																												
2-452	2) 土砂盛土	注意事項及び説明 <u>3-1-1</u> 浚渫土工 2) 土砂盛土を適用する。	<table border="1"> <tr> <th rowspan="2">工種</th> <th rowspan="2">撮影区分</th> <th rowspan="2">撮影項目</th> <th>撮 影</th> </tr> <tr> <th>撮影箇所</th> </tr> <tr> <td rowspan="4">2)土砂盛土</td> <td rowspan="3">施工管理</td> <td>使用機械</td> <td>主要機械</td> </tr> <tr> <td>仮置場及び土砂処分場</td> <td>仮置及び土砂処分状況</td> </tr> <tr> <td>運搬盛土</td> <td>土砂の搬入、搬出状況 盛土及び各層の転圧状況</td> </tr> <tr> <td>品質管理</td> <td>材料の確認</td> <td>試験及び搬入状況</td> </tr> <tr> <td>出来形管理</td> <td>出来形の確認</td> <td>測定状況</td> <td></td> </tr> </table>	工種	撮影区分	撮影項目	撮 影	撮影箇所	2)土砂盛土	施工管理	使用機械	主要機械	仮置場及び土砂処分場	仮置及び土砂処分状況	運搬盛土	土砂の搬入、搬出状況 盛土及び各層の転圧状況	品質管理	材料の確認	試験及び搬入状況	出来形管理	出来形の確認	測定状況						
工種	撮影区分	撮影項目	撮 影																									
			撮影箇所																									
2)土砂盛土	施工管理	使用機械	主要機械																									
		仮置場及び土砂処分場	仮置及び土砂処分状況																									
		運搬盛土	土砂の搬入、搬出状況 盛土及び各層の転圧状況																									
	品質管理	材料の確認	試験及び搬入状況																									
出来形管理	出来形の確認	測定状況																										
2-453			<table border="1"> <tr> <td>基準</td> <td colspan="3">注意事項及び説明</td> </tr> <tr> <td>撮影時期</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>作業時、機械毎</td> <td colspan="3">使用機械の種類が判明できるように撮影</td> </tr> <tr> <td>作業時、機械毎</td> <td colspan="3">各作業状況が判明できるように撮影</td> </tr> <tr> <td>試験及び搬入時</td> <td colspan="3">主要資材並びに試験及び搬入の状況が判明できるように撮影 撮影項目は(前) 1. 土及び2. 石材等による。</td> </tr> <tr> <td>測定時、作業毎</td> <td colspan="3">盛土の各層の仕上り厚さが判明できるように撮影</td> </tr> </table>	基準	注意事項及び説明			撮影時期				作業時、機械毎	使用機械の種類が判明できるように撮影			作業時、機械毎	各作業状況が判明できるように撮影			試験及び搬入時	主要資材並びに試験及び搬入の状況が判明できるように撮影 撮影項目は(前) 1. 土及び2. 石材等による。			測定時、作業毎	盛土の各層の仕上り厚さが判明できるように撮影			
基準	注意事項及び説明																											
撮影時期																												
作業時、機械毎	使用機械の種類が判明できるように撮影																											
作業時、機械毎	各作業状況が判明できるように撮影																											
試験及び搬入時	主要資材並びに試験及び搬入の状況が判明できるように撮影 撮影項目は(前) 1. 土及び2. 石材等による。																											
測定時、作業毎	盛土の各層の仕上り厚さが判明できるように撮影																											
2-453	3-18 陸上地盤改良工 1. 圧密・排水工	注意事項及び説明 <u>3-1-5</u> 圧密・排水工を適用する。	注意事項及び説明 <u>3-1-4</u> 圧密・排水工を適用する。	○項目番号の変更																								
2-453	2. 締固工	注意事項及び説明 <u>3-1-6</u> 締固工を適用する。	注意事項及び説明 <u>3-1-5</u> 締固工を適用する。	○項目番号の変更																								
2-453	3. 固化工	注意事項及び説明 <u>3-1-7</u> 固化工を適用する。	注意事項及び説明 <u>3-1-6</u> 固化工を適用する。	○項目番号の変更																								
2-455	3-19 土工 1. 掘削工 1) 土砂掘削	注意事項及び説明 <u>3-1-1</u> 浚渫土工 1) 土砂掘削を適用する。	注意事項及び説明 <u>3-17-3</u> 裏埋土工 1) 土砂掘削を適用する。	○項目番号の変更																								

港湾工事共通仕様書(H16.3版)一部改訂 新旧比較表【写真管理】

頁	行又は項目	原文	改訂	摘要
2-455	2. 盛土工 1)土砂盛土	注意事項及び説明 3-1-1 浚渫土工 2) 土砂盛土を適用する。	注意事項及び説明 3-17-3裏埋土工 2) 土砂盛土を適用する。	○項目番号の変更
2-455	6. 法面工 1)法面(植生)	注意事項及び説明 3-1-20 植生工を適用する。	注意事項及び説明 3-1-19 植生工を適用する。	○項目番号の変更
2-455	3-20 舗装工 1. 路床工	注意事項及び説明 3-1-17 路床工を適用する。	注意事項及び説明 3-1-16 路床工を適用する。	○項目番号の変更
2-455	2. コンクリート舗装工	注意事項及び説明 3-1-18 コンクリート舗装工を適用する。	注意事項及び説明 3-1-17 コンクリート舗装工を適用する。	○項目番号の変更
2-455	3. アスファルト舗装工	注意事項及び説明 3-1-19 アスファルト舗装工を適用する。	注意事項及び説明 3-1-18 アスファルト舗装工を適用する。	○項目番号の変更
2-457	3-21 維持補修工 2. 防食工	注意事項及び説明 3-1-16 防食工を適用する。	注意事項及び説明 3-1-15 防食工を適用する。	○項目番号の変更
2-457	3-23 仮設工 1. 仮設鋼矢板工 1)仮設鋼矢板・H形鋼杭	注意事項及び説明 3-1-12 鋼矢板工 2) 鋼矢板を適用する。	注意事項及び説明 3-1-11 鋼矢板工 2) 鋼矢板を適用する。	○項目番号の変更
2-457	2. 仮設鋼管杭・鋼管矢板工 1)先行掘削	注意事項及び説明 3-1-14 鋼杭工 1)先行掘削を適用する。	注意事項及び説明 3-1-13 鋼杭工 1)先行掘削を適用する。	○項目番号の変更
2-457	2)仮設鋼管杭・鋼管矢板	注意事項及び説明 3-1-14 鋼杭工 2)鋼杭を適用する。	注意事項及び説明 3-1-13 鋼杭工 2)鋼杭を適用する。	○項目番号の変更
2-461	3-25 浚渫工 1. ポンプ浚渫工 2)排砂管設備	注意事項及び説明 3-1-2 排砂管設備工を適用する。	注意事項及び説明 3-1-1 排砂管設備工を適用する。	○項目番号の変更
2-461	2. グラブ浚渫工 2)土運船運搬	注意事項及び説明 3-1-3 土運船運搬工を適用する。	注意事項及び説明 3-1-2 土運船運搬工を適用する。	○項目番号の変更
2-461	3. 硬土盤浚渫工 2)土運船運搬	注意事項及び説明 3-1-3 土運船運搬工を適用する。	注意事項及び説明 3-1-2 土運船運搬工を適用する。	○項目番号の変更
2-461	4. 岩盤浚渫工 2)土運船運搬	注意事項及び説明 3-1-3 土運船運搬工を適用する。	注意事項及び説明 3-1-2 土運船運搬工を適用する。	○項目番号の変更
2-461	5. バックホウ浚渫工 2)土運船運搬	注意事項及び説明 3-1-3 土運船運搬工を適用する。	注意事項及び説明 3-1-2 土運船運搬工を適用する。	○項目番号の変更
2-460	6. 浚渫土工	6. 浚渫土工	削除	○6. 浚渫土工の項を削除
2-463	3-26 埋立工 2. 固化工	注意事項及び説明 3-1-7 固化工 5) 事前混合処理を適用する。	注意事項及び説明 3-1-6 固化工 5) 事前混合処理を適用する。	○項目番号の変更
2-463	4. 排砂管設備工	注意事項及び説明 3-1-2 排砂管設備工を適用する。	注意事項及び説明 3-1-1 排砂管設備工を適用する。	○項目番号の変更
2-463	5. 土運船運搬工	注意事項及び説明 3-1-3 土運船運搬工を適用する。	注意事項及び説明 3-1-2 土運船運搬工を適用する。	○項目番号の変更
2-463	6. 揚土埋立工 1)バースアンローダー揚土	注意事項及び説明 3-1-4 揚土土捨工 1) バースアンローダー揚土を適用する。	注意事項及び説明 3-1-3 揚土土捨工 1) バースアンローダー揚土を適用する。	○項目番号の変更
2-463	2)空気圧送揚土	注意事項及び説明 3-1-4 揚土土捨工 2) 空気圧送揚土を適用する。	注意事項及び説明 3-1-3 揚土土捨工 2) 空気圧送揚土を適用する。	○項目番号の変更
2-463	3)リクレマ揚土	注意事項及び説明 3-1-4 揚土土捨工 3) リクレマ揚土を適用する。	注意事項及び説明 3-1-3 揚土土捨工 3) リクレマ揚土を適用する。	○項目番号の変更
2-463	4)バックホウ揚土	注意事項及び説明 3-1-4 揚土土捨工 4) バックホウ揚土を適用する。	注意事項及び説明 3-1-3 揚土土捨工 4) バックホウ揚土を適用する。	○項目番号の変更
2-463	7. 埋立土工 1)土砂掘削	注意事項及び説明 3-1-1 浚渫土工 1) 土砂掘削を適用する。	注意事項及び説明 3-17-3裏埋土工 1) 土砂掘削を適用する。	○項目番号の変更
2-463	2)土砂盛土	注意事項及び説明 3-1-1 浚渫土工 2) 土砂盛土を適用する。	注意事項及び説明 3-17-3裏埋土工 2) 土砂盛土を適用する。	○項目番号の変更
2-465	3-27 道路舗装工 1. 路床工	注意事項及び説明 3-1-17 路床工を適用する。	注意事項及び説明 3-1-16 路床工を適用する。	○項目番号の変更
2-465	2. コンクリート舗装工	注意事項及び説明 3-1-18 コンクリート舗装工を適用する。	注意事項及び説明 3-1-17 コンクリート舗装工を適用する。	○項目番号の変更
2-465	3. アスファルト舗装工	注意事項及び説明 3-1-19 アスファルト舗装工を適用する。	注意事項及び説明 3-1-18 アスファルト舗装工を適用する。	○項目番号の変更
2-465	3-28 緑地工 1. 植生工	注意事項及び説明 3-1-20 植生工を適用する。	注意事項及び説明 3-1-19 植生工を適用する。	○項目番号の変更

頁	行又は項目	原文	改訂	摘要																											
2-470	<p>[添付資料]</p> <p>港湾関係直轄工事におけるダンプトラック過積載防止対策要領(抜粋)</p> <p>上から2行目</p>	<p>平成5年7月27日港建第204号</p>	<p>平成12年3月24日港建第97号</p>	○通達日の訂正																											
2-474	<p>港湾工事等海上起重作業船団長配置要領</p> <p>(別表)海上起重機船団</p>	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">付属船</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">引船</td> <td style="text-align: center;">揚土船</td> <td style="text-align: center;">土運船</td> <td style="text-align: center;">台船</td> <td style="text-align: center;">カッター船</td> </tr> </table>	付属船					引船	揚土船	土運船	台船	カッター船	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">付属船</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">引船</td> <td style="text-align: center;">揚錨船</td> <td style="text-align: center;">土運船</td> <td style="text-align: center;">台船</td> <td style="text-align: center;">カッター船</td> </tr> </table> <p>ケーソンと台船のクロス部に○印を追加</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>7.ケーソン製作作業船団</td> <td>ケーソン作業船</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </table>	付属船					引船	揚錨船	土運船	台船	カッター船	7.ケーソン製作作業船団	ケーソン作業船	○	○	○	○	○	<p>○誤謬</p> <p>○誤謬</p>
付属船																															
引船	揚土船	土運船	台船	カッター船																											
付属船																															
引船	揚錨船	土運船	台船	カッター船																											
7.ケーソン製作作業船団	ケーソン作業船	○	○	○	○	○																									
2-475	<p>建設副産物適正処理推進要綱の改正について</p> <p>上から2行目</p>	<p>平成15年5月30日</p>	<p>平成14年5月30日</p>	○通達日の訂正																											
2-501	<p>主任技術者(監理技術者)資格表</p> <p>上から2行目</p> <p>上から10行目</p>	<p>港湾土木、浚渫・埋立及び舗装の各工事について下表を適用する。</p> <p>林業部門</p>	<p>削除</p> <p>森林部門</p>	<p>○現行に合わせて当該記載を削除</p> <p>○現行に合わせて当該記載を訂正</p>																											
3-2	<p>[提出書類様式集]</p> <p>様式番号25</p> <p>様式番号27</p>	<p>宛名</p> <p>(分任)物品管理官</p> <p>国有財産保存主任</p>	<p>宛名</p> <p>(分任)物品管理官</p>	○国有財産保存主任を削除																											